

第六十三回

参議院農林水産委員会会議録第十九号

(三三三)

昭和四十五年五月十一日(火曜日)
午前十時五十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

園田 清充君

委員

亀井 善彰君
高橋雄之助君
北村 鳴君
達田 龍彦君
藤原 房雄君農林大臣官房長
農林省農政局長 池田 俊也君
食糧庁長官 森本 修君常任委員会専門員
画課長 厚生省年金局企
理課長 厚生省年金局企
潤勝 学君

宮出 秀雄君

事務局側

説明員

本日の会議に付した案件

○外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度における農漁業團体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

○農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事辞任の件

御答弁は大臣でなくてけつこうです、政府委員の方にひとつしていただきたいと思います。
最初にお聞きいたしますことは、この法律案は別立法と理解しておりますが、それに間違いございませんか。

○政府委員(森本修君) 御指摘のように、米の海外に対する輸出は食糧管理法の規定でできるわけございますが、その際の支払いの条件の態様をこの法律案で定めるという関係になっているわけございます。

○川村清一君 第六条の第一項に基づいて立法された特別法律案かということをお尋ねしたわけでございますから、それであればそうだと、違えば違うと、こう端的にお答えいただけばけつこうです。

次に、昨年度国会におきましては沖縄へ米を輸出することができる立法をいたしました。すなわち、沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律という長たらしの法律案を立法いたしましたが、この沖縄へ米を輸出するという法律は、これも食管法の第六条第一項に基づいて立法されたものであるかどうか、その法的根拠をお伺いいたします。

○政府委員(森本修君) 沖縄に対します特別の措置案も、食管法第六条に基づいて米を輸出いたしました際の特別の条件といいますか、それを定めた法律であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○川村清一君 次に、韓国に対しても米を輸出しております。これは四十四年度に三十二万トン、それから四十五年度に三十万トンを輸出する予定になつておるようですが、この韓国に米を輸出するこの法的根拠は食管法の第何条に基づ

くものでありますか。
○政府委員(森本修君) 食管法第七条であります。

○川村清一君 そうすると、韓国へは、これは「輸出」とありますけれども貸し付けである、現物貸し付けであると、こういうことで第七条を適用されておるわけでござりますか。

○政府委員(森本修君) 韓国に対しましては貸し付けの形態をとっております。

○川村清一君 それではまずこの法律に基づいて外國に米を輸出することができるということ、それに昨年立法いたしまして沖縄に米を輸出しておりますこの関係について若干お伺いしたいと思うわけでありますが、本法に基づいての輸出する輸出先は、提案理由の説明等をお伺いいたしました。

○川村清一君 そこでお尋ねしたのは、沖縄へ米を輸出する代金の支払いは、低利であり、しかも長期の延べ払いである、こういうことになつておりますので、実質的には海外援助的性格が強いものになつておると、こういうふうに理解ができます。そういう意味では沖縄への輸出とこの法律の性格はあまり違わないのではないか、こういうふうに理解もされるわけでございまが、沖縄への輸出とその他の諸外国への輸出とは、法律の構成が別になつておる、この点についていささか理解しがたいところもござりますが、もう少し詳しくこの点御説明願いたいと思います。

○政府委員(森本修君) 沖縄に対します特別措置法は、法律にもござりますように、沖縄に対しまずところの経済援助の一環といたしまして、沖縄における産業の振興開発等に要する資金の財源を確保する、そういうねらいに即して延べ払いの輸出をする、かつた金利も無利子というようなことをいたしております。今回の御審議

法案について御質問いたしましたが、時間もだいぶ過ぎましたし、また今のうの委員会で委員の皆様方からたいていの問題には触れられて質疑がなされておる様様でございますので、私は問題点をしおぼって御質問申し上げます。

問題は基本的政策論議ではございませんので、

をいたしております。法案は、過剰米の対策といふうな観点から輸出を円滑に行なっていくことを規定いたしておりまして、さような観点からいきますと、法案のねらい等については異にするものがあるということが言えるかと思います。

○川村清一君 もちろん本質的には異なるものがあることは承知でございますが、この法案の輸出先は低開発国である、そこに日本の過剰米を送るわけでございまして、それが、低開発国であるということから、多分に海外援助的な性格を持つておる、だから輸出条件というものも低利であり長期の延べ払いであります。そういうふうになつて、そういうふうな御答弁でございました。その点は否認できません。そこでも共通する点があるのではないか、かように考へるわけであります。

そこでさらに進めてお尋ねしますが、この法律ができますとして、その場合に沖縄はやっぱり昨年の立法によって今後も行なうのか、沖縄もこの法律によつて今度は輸出ということになるのか、この点をはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(森本修君) まあ沖縄のあの法律は、御案内のように琉球政府の強い要請といったような立法の動機もございまして、また先ほど申し上げましたように、法案をつくりましたねらいも、経済援助といったような観点が強く前面に出ています。また延べ払いでの輸出をいたしました米の売り払い代金の管理並びにその資金の融通の用途といったようなものについても法律上書かれております。また延べ払いをいたしました米の運送条件などは性格において異なるものと。ただ御指摘がございましたように、本法案は直接対外的な援助を目的とはいたしておりませんけれども、結果的にはこういった長期の延べ払いをいたしますことが援助的効果をもたらすであろうという点については否定はいたしておりません。さようなそれ相違がござりますし、沖縄については単独の立法が御審議をいたして成立をしておる、また強い先方の要望によってできたといったような観点から

いたしますれば、私どもとしては沖縄に対する輸出は沖縄の特別立法で行なつていくのが適当ではないかというふうに思つております。

○川村清一君 沖縄への米輸出につきまして、もう少し伺ひたいと思うわけであります。たゞいま長官の御答弁によりますと、琉球政府から

の強い要請があつてこういう立法をする点に立つて考へてみると、もう少し突つ込んでみなければならぬと思うわけであります。と申しますのは、御承知のよう、沖縄県民の米の需要は八万トンからすると私は伺つておるわけであります。これに対しまして昨年ようやく国内産米を三万トン、この法律に基づいて輸出されたことに

なつた。日本米需給関係というものにおきましては、四十二年度産米から過剰米を多量にいまがかえておるわけであります。その中から昨年ようやく沖縄に送ることができるようになったといふことでありました。で、沖縄県は申すまでもなく日本の領土である。この米を食べる県民はわれわれの同胞、日本人である。この日本人の県民が八万トンの米を需要しておるにもかかわらず、ようやく三万トンだけ輸出することができるようになつた。しかも、本土においては米がむしろ余り過ぎて困つておる。こういう状態の中で、ようやく三万トン送ることになった。私は非常に矛盾を感じるわけであります。たゞいまおつしやつた

悪くそれを解釈するならば、八万トン要請すべきものをアメリカ民政府のチェックによつて三万トンということになつたのだといふように解釈されます。食糧庁長官としてはどういうふうに受け取つておられるのですか。それで簡単にあなたは、三万トンしか要請がないから三万トン送つたのだとか、そな簡単な片づけられておりますが、なぜ八万トン要るというところを三万トン送つてくれときり伺つておきたいと思うわけです。

○政府委員(森本修君) 私どもとしましても、御指摘のような事情でござりますから、つまり日本政府における米の需給状態、また沖縄側の事情等もござりますから、沖縄側から要求がござります。まあこれに食糧庁長官がはつきりお答えくださいとするならば、倉石農林大臣はひとつ政

昨日もさような御質問がございましたけれども、その方針にはもちろん変わりはないということをお答え申し上げてまいりました。従来の経緯からいきますれば、もちろん琉球政府並びに民政府等が御相談の上でこちらのほうには正式には申し出があるということを今後においてもしないといつもりであります。

○川村清一君 琉球政府からの要求があればそれは送るわけでしょけれども、要求がないから、要求のあつた分だけは送つたと、こういうふうに受け取られるような御答弁であつたわけございります。まあ沖縄県民にしてみれば、アメリカさんの米を食うよりも日本の本土の米を食べたいといふ気持ちは十分持つていると思うわけです。ただ価格差が問題になりますが、その問題は昨年日本政府がとつた処置によってそれは問題は解決するわけであります。それで八万トン必要なものを三万トンひとつ本土政府に対して送つてくれという要請のかけには、たゞいま米政府と琉球政府との話し合によつてその数量が決定されるというような御答弁でありますから、裏を返して、じや

お答え願いたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 事柄はいま政府委員からお答え申し上げましたとおりであります。このことの始まります前、日本の米を食糧といふ意味だけでなく、これを琉球政府は売却をいたしましたその資金を他の開発に使いたいといふうなりふうな希望をつけてお話し合いがありました。しかし、今度法律ができまして御存じのようことで米を沖縄に輸出することにいたしたのであります。今まで琉球政府としてはわがほうの政

府に向かつていろいろ内部的に折衝はあつた模様でありますけれども、実現いたしましたのは、たゞいま御存じのとおりであります。その間におきましては、やはりいまお話をございましたように、今日なお完全にわが国に復帰いたしたわけではありませんので、琉球政府はそれ相談すべく筋があるでありますから、そこでその相談の結果わが国に希望いたしてまいつた、こういうのが経過のようであります。わが方といたしましてはありますけれども、実現いたしましたのは、たゞいま御存じのとおりであります。その間におきましては、やはりいまお話をございましたように、今日なお完全にわが国に復帰いたしたわけではありませんので、琉球政府はそれ相談すべく筋があるでありますから、そこでその相談の結果わが国に希望いたしてまいつた、こういうの

が経過のようであります。わが方といたしましてはありますけれども、実現いたしましたのは、たゞいま御存じのとおりであります。その間におきましては、やはりいまお話をございましたように、今日なお完全にわが国に復帰いたしたわけではありませんので、琉球政府はそれ相談すべく筋があるでありますから、そこでその相談の結果わが国に希望いたしてまいつた、こういうの

いまのうちにできるだけ日本の米を使用してもらえるようにいたしたいのはやまやまでありますけれども、いまお話のございましたように、価格の点においても差もござりますし、しかし希望に応じてできるだけ有利な条件でやる、こういうことであります。今後もやはり琉球政府とわれわれもいろいろ希望が出てくるであります。うが、そういうことに応じてわがはうとしては所要量の全部がわが国の米でまかなえるようだんだんもつてまいりたい、こう思つておられるわけであります。

○川村清一君 次に私は韓国への米の輸出についてお尋ねをしますが、先ほど冒頭にお尋ねいたしましたように、この今度の法律は、さらに沖縄へ

の米の輸出の法律、これは食糧管理法第六条に基づいて立法している。韓国のみは第七条の政令について現物貸与という形で米を輸出でおる。し

かも数量は四十四年度においては三十三万トン、四十五年度では三十万トン予定されておる。そし

て貸し付け条件などいうものは無利子、無担保、十年据え置きの二年据え置きの二十年返済、こういう形で非常に有利な貸し付け条件もある、この点からちょっと理解できない。韓国のみはどうしてそういう有利な条件を与えたか、この法律ができました以上は、当然この法律に基づいて諸外国と同じように、韓国に対しても輸出すべきではないか、かよ

うに考えますが、これに対しても御見解をお伺いしたい。

○政府委員(森本修君) 御審議をいたしておりますところの法案は、今後米を海外に輸出をいた

しますが、いまお話をありましたような、韓国に貸し付けるというふうな、ああいうふうなものが

ある場合は、具体的にわれわれのほうにも相談があつてわれわれの要望を申すことは当然であります

こととで、現在御提案をして御審議をいたしていますが、いまお話をありましたような、韓国に貸し

おるわけでありますから、私どもとしては海外に対する米の供与がこれからもあるかもしれぬ、ま

う考へであります。ういう方式はとらない、一般的輸出という形で、将来とも

対して米を輸出する場合におきましては、こういう考へであります。

○川村清一君 そうしますと、今後は韓国への貸

与という方式はとらない、一般的輸出という形でこの法律の適用によって行なうという御意見でご

ざいますか。

○政府委員(森本修君) 現在における需給事情からいきますれば、私どもとしてはいろんな手段で

もって輸出をしたいという感じは持っておりますけれども、先ほども申しましたように、この法律

による輸出が一般的な一つの輸出の形態として確立をしていきたいという感じでございますから、

できるだけこの法律のもとに輸出をやっていきた

いという考え方であります。

○川村清一君 どうも質問しておることに対する御答弁がピントが合っていない。

農林大臣、それではお尋ねしますが、これは多分に政治的な問題を含んでおりますから、韓国に

対しましては無利子、無担保、十年据え置き、二

十年現物償還ということで現物を貸し付けてお

る。非常に諸外国に比べて有利な条件で韓国にだけは処置をしておる。ここがどうも納得いかな

い。そこで私は、今度いま審議している法律が成

立いたしますれば、韓国に対しても一般国と同じ

ようなことをお伺いしておるわけでございます。

大臣のお考えをひとつ伺わせていただきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) これは国と国との間に

外交折衝で特別な取りきめがある場合はそれに従

うなことをお伺いしておるわけでございます。

○國務大臣(倉石忠雄君) この間の三十万トンの

ときにも、私どもは近く輸出に関する法律を制定

したいと思うので、それから、その法律ができる

が、そういうするのですか、しないのですか。

この法律ができるれば韓国に対する貸し付けとい

うものをやめて、一般国同様に輸出するのだ、こう

いうふうにお答えいただけばこうなんですね

が、そういうするのですか、しないのですか。

○政府委員(森本修君) 沖縄が本土に復帰をいたしました際に、どのような食糧管理のあり方を考

えているかということに関連をすれば、今後それをどうい

うふうにしてまいりかといふのは、もちろん沖縄と

本土では相当違つております。また御指摘のよう

に、米の価格にも大きな開きがあるということでござります。

したがいまして、今後それをどうい

うふうにしてまいりかといふのは、もちろん沖縄と

本土が非常に多いといふことが、いづれにいたしましても沖縄県民の生活に急激な影響

を与えることは問題でありますから、さよなる点

を十分配慮しながら、一体化施策の一環として私

どもとしても取り組んでいきたいといふふうに

思つております。

○川村清一君 それでは次に問題を進めますが、

ただいまこういう法律案を国会に提案されまし

て、われわれにいろいろ審議を求めております以

るを大体見通されていると思うんですが、

いま前段で川村さんおっしゃいました、たとえばナイジニアその他で、国際機構の中でも日本が

参加いたして決定する方針があれば、これは政府

全体としての措置ですから、輸出に対してもこの

方針で、いざれの國とも折衝をいたしてまいります。

○川村清一君 まあわかったようなわからないよ

うではありませんか。それで、本年度に大体日本のお米がどの程度外國に

輸出されるのか、その國とそれから量といふことを

うと/or>を大体見通されていると思うんですが、

どこの国にどのくらいの量を輸出される見当でござりますか。

○政府委員(森本修君) 昨日も御質問がございました。私どもとしてはもちろんこの法律案が成立いたしましたれば、日本の米の輸出の可能性について、あるいは見通しについてかなり大きな手段といいますか、有力な手段が与えられるということになります。しかし一面、輸出の見通しといふ關係、特に東南アジアにおける需給の関係いかんと

いうことも大きく影響をいたします。また当然これは相手側との話し合いといったようなことにもなりますから、相手側からどのような需要があり、交渉が持たれるかということもかかるわけございますから、正確にいまだの国に何万トン輸出ができるというような形でその見通しを申し上げることはむずかしいということをございます。ただし、御案内のように昨年來約一年の間にいろんな形態で米が約八十万トン海外に供与をされておるといったような關係を考慮し、また私ども以後の米の市場の調査並びにPRについてできるだけ努力をしたいというふうに思つておりますので、さような観点から言えば、相当輸出の可能性があるのではないかというふうに思つております。

○川村清一君 いや、昨年から八十万トンというのは八十万トンをすでに輸出してしまったということをございますが、それともこれから期待量を含めて八十万トンでございます。

○政府委員(森本修君) すでに輸出をし、それから成約を見て輸出をしつつある数量であります。

○川村清一君 さらに四十五年度じゅうに輸出する見通しの量というものは全然ありませんか、現在の時点では。これから輸出先を開拓していくということですか。それはもう法律を国会に提案する以上は輸出の行き先が大体あるんでないですか。あるからしてこういう法律をつくらうとしているんじゃないですか。全然やみくもでやつたわけじゃない。ですから、これからどこの国に今年

度はどのくらいということは、それがはつきりしなければ過剰米の始末がつかないではないですか。それで私はお尋ねしているわけです。全然わか

かりませんか。

○政府委員(森本修君) とりあえずの見込みとしましては、先ほど言いましたように成約になるかどうか。それで私はお尋ねしているわけです。全然わかれませんか。

どうかはこれからの交渉の問題であります。それが成立いたしますればこういった長期の延べ払いによって輸出をしてもらいたいといったような申し出がありそうな情報ですね、それがありますのはパキスタン、これが約四十万トン程度。それからインドネシア、これは数量ははつきりしませんけれども、やはり相当量といいますか、若干程度といいますか、さような情報は得ております。

○川村清一君 どうも政府は、何せ親方日の丸でござりますからね。企業としては、これはもうたいへんだと思うんです、企業であつたら。在庫——あとから聞きますが、過剰米どのくらいか教えておるのか。これ普通のメーカーであつたら、売れもないそんな品物をそんなにかかえておつたら、これはもう倒産ですね、完全に。食糧管理特別会計というのがぶれないのは、やはり日の丸の親方がいるからぶれないんであつて、これは株式会社であつたらとつぶに倒産しているわけですね。

そこで、その過剰米をどう始末するかというのことは、これは重大な問題でございましょう。これはそこでやはり需要を拡大していく、国内においての需要の拡大はもちろんのこと、海外にも向けてこれを輸出する。何とかこれをさばいていこうと

○川村清一君 まさに四十四年、四十五年は確かにちょっと減りましたけれども、それでもいかにわずかとは言ひながら、四十四年度には四万八千トン、四十五年度には三万トンの米の輸入を見込んでおる。五年度には三十六万五千トンも輸入し、四十三年度には二十六万四千トンも輸入している。この辺がわからぬというのです。これはどういうわけなんですか。

○政府委員(森本修君) 四十二会計年度といふとおりでありますと、食べる米の年産としては四十一年産米の年度に当たるわけであります。したがいまして、この当時におきましては、なお政府の需給關係も苦しい、それから在庫量もわずかであるというふうな状態であったわけです。それから四十三年度のほうは、これは会計年度でありますか

みくもじやございませんか。その点を私は申し上げておるんですが、もう一度御答弁をいただきたい。

○政府委員(森本修君) 現在のような情勢でありますし、それから米を輸出した経験というものは、先ほど申しましたような過去一年間におけるような状況であります。したがいまして私どもど

うな法規が成立いたしましたように成約になるか。これはどういう理由によるんですか。こうい

うべきなことをするんですか。

○政府委員(森本修君) 四十四年度におきましては、必ずしも米の輸出についてそう長期の経験を積んでおるというわけではないわけであります。それからまた先ほど言いましたように、相手側の事情なり需給事情というものはやはり変動しておりますと、いつたような要素があるわけであります。それから御指摘がございましたように、かよ

うな法規を出せば幾らくらい輸出できるかくらいはわからなければいけぬというお話を十分わかる

わけであります。具体的にどういう見込みを立てるかということになりますと、そこはそこでま

たななかむずかしい問題がござりますから、か

うな席上で何トンということを正確に申し上げることはなかなかむずかしいというふうな状況であります。御指摘のよう申し上げておるわけであります。御指摘のよう

な論理は私どもとしても決して否定をしておるわけではありません。現実の見込みというふうな状況でありますと、かような状態であるということを御理解いただきたいと思います。

○川村清一君 何年度ですか。いや、はつきり申

し上げますと、これは食糧庁で出されている資料ですね。これの一三ページに輸入の数量があるわ

けですね。四十二年度に三十六万五千トン、これ、間違いないでしょ。四十三年度に二十六万

四千トン、それから四十四年度は四万八千トン、四十五年度は予定で三万トンと、こういう数字が

出てゐるんですね。そこで日本の過剰米というものがたくさん出てきたのは四十二年度、この年度から出てきているわけですね。四十二年度の、い

まで言うならば、四十五年から言うならば古古米でなくて古古米になるわけです。こういう時点において三十六万五千トンも輸入し、四十三年度

には二十六万四千トンも輸入している。この辺が

わからぬというのです。これはどういうわけなんですか。

○政府委員(森本修君) 四十二会計年度といふとおりでありますと、食べる米の年産としては四十一

年産米の年度に当たるわけであります。したがいまして、この当時におきましては、なお政府の需

給關係も苦しい、それから在庫量もわずかであるというふうな状態であったわけです。それから四

十三年度のほうは、これは会計年度でありますか

議をやつておる。その中で四十二年度産米からうされたけれども計画がちつともないんじや全くや

ておるといったような需給関係ということで、二十六万トンばかり輸入をしておる、こういう関係になつておるわけであります。

○川村清一君 それでは次にお尋ねしますが、米の輸出につきましては、やっぱりこの資料をちょっとと検討いたしますと、タイであるとかビルマであるとか、こういう低開発国、しかも、この国の輸出品目としては第一の品目である米、こういう国々が東南アジアにあるわけです。日本の米の輸出先もおもに東南アジアに指向されておると思うわけですが、そうしますと、そういう低開発国と競合するようなことになるのではないか。もちろん大臣の提案理由の説明の中におきましても、そういうようなことで刺激し、迷惑をかけるようなことは十分避けたいというような考え方が述べられておりました。そういう考案のものに、それはどのような具体的な処置をとるのか。たとえば、どつかの国で輸出を希望して競争入札をするというような場合におきまして、日本はそういうタイとかビルマとかいったこういう低開発国とは競争入札をしないとか、そういうような具体的な方策ですね、そういう国々とはできるだけ競合を避けるという立場で、それじゃどういう方策をおとりにならうとしておるのか、この点を。

○政府委員(森本修君) 本法案によりますところの輸出の形態でござりますれば、現在御承知のように、国際機関等におきまして、たとえばFAO等におきましては余剰処理に関する原則といつたようなものが立てられております。したがいまして、さような原則に基づきまして米を日本が輸出をいたします際に、たとえば関係国に対する協議でありますとか、あるいは余剰処理小委員会としまして通報をするとか、さような手続もきめられております。そういうふうな関係からいきまして、できるだけ対外的な協調に配慮をしながら輸出をしていくということであります。

○川村清一君 次に、アメリカとの関係をお尋ね

しますが、この資料を検討しますといふと、世界の輸出国はアメリカになつておるわけでございます。このことは先ほどの沖縄の問題とも関連してくるわけであります。やはりアメリカとも競争しなければならないということになると思うのです。

一方においては低開発国とは競争ができるだけ避けると、こういう基本的な姿勢をもって臨む。それから世界において一番の米の輸出国はアメリカである。このアメリカに対してどういうよううなことになるか。アメリカと競争していくといふことになりますれば、ますます価格の面で国際価格が引き下げられるということになると思うわけであります。そういう競争をして輸出するといふことは、ますます食糧会計の赤字をふやすことになりますけれども、この世界一の米輸出国であるアメリカに対し、どういうようなことを、一面考えるのでありますけれども、この世界一の米輸出国であるアメリカに対し、どういうような立場をとられようとおられますか。

○政府委員(森本修君) 現実に私どもが将来米の輸出をしてまいりることになりますれば、当然いままで日本側としては、最近まで国際的な輸出としては参加をしていかつたわけではありませんから、輸出に対する米の競争関係といふものが、その分だけ激化をする要素になるということは否定できません。先ほど言いましたように、諸外国との政策的な協調の関係は協議をするなり通報するなりということで、いくわけであります。コマーシャルな意味の競争の激化にどう対処するかというお尋ねのようですが、その分はある程度国際的な競争の激化といいますか、そういうふうな要素になることは否定しません。しかし、御指摘がございましたように、わがほうとしてもできるだけ輸出者の立場としては商業的にも有利な関係を持って対処すべきであるということは、これは当然でありますから、国際的なこういった関係についての情報も十分整備をさせて、また相手国の関係で、いたずらに過当競争にならぬといったような商業上の配慮をしていきたいということです。

○政府委員(森本修君) 本法案によりますところの輸出の形態でござりますれば、現在御承知のように、国際機関等におきまして、たとえばFAO等におきましては余剰処理に関する原則といつたようなものが立てられております。したがいまして、さような原則に基づきまして米を日本が輸出をいたします際に、たとえば関係国に対する協議でありますとか、あるいは余剰処理小委員会としまして通報をするとか、さような手続もきめられております。そういうふうな関係からいきまして、できるだけ対外的な協調に配慮をしながら輸出をしていくということであります。

○川村清一君 次に、アメリカとの関係をお尋ね

けであります。

○川村清一君 次にお尋ねしますのが、大臣の提案理由の御説明によりますれば、政府の古米の持つてくるわけであります。やはりアメリカとも競争しなければならないということになると思うのです。一方においては低開発国とは競争ができるだけ避けると、こういう基本的な姿勢をもって臨む。それから世界において一番の米の輸出国はアメリカである。このアメリカに対してもどういうよううなことになるか。アメリカと競争していくといふことになりますれば、ますます価格の面で国際価格が引き下げられるということになると思うわけであります。そういう競争をして輸出するといふことは、ますます食糧会計の赤字をふやすことになりますけれども、この世界一の米輸出国であるアメリカに対し、どういうようなことを、一面考えるのでありますけれども、この世界一の米輸出国であるアメリカに対し、どういうような立場をとられようとおられますか。

○政府委員(森本修君) 現実に私どもが将来米の輸出をしてまいりることになりますれば、当然いままで日本側としては、最近まで国際的な輸出としては参加をしていかつたわけではありませんから、輸出に対する米の競争関係といふものが、その分だけ激化をする要素になるということは否定できません。先ほど言いましたように、諸外国との政策的な協調の関係は協議をするなり通報するなりといふことで、いくわけであります。コマーシャルな意味の競争の激化にどう対処するかというお尋ねのようですが、その分はある程度国際的な競争の激化といいますか、そういうふうな要素になることは否定しません。しかし、御指摘がございましたように、わがほうとしてもできるだけ輸出者の立場としては商業的にも有利な関係を持つて対処すべきであるということは、これは当然でありますから、国際的なこういった関係についての情報も十分整備をさせて、また相手国の関係で、いたずらに過当競争にならぬといったような商業上の配慮をしていきたいということです。

○政府委員(森本修君) 本法案によりますところの輸出の形態でござりますれば、現在御承知のように、国際機関等におきまして、たとえばFAO等におきましては余剰処理に関する原則といつたようなものが立てられております。したがいまして、さような原則に基づきまして米を日本が輸出をいたします際に、たとえば関係国に対する協議でありますとか、あるいは余剰処理小委員会としまして通報をするとか、さような手続もきめられております。そういうふうな関係からいきまして、できるだけ対外的な協調に配慮をしながら輸出をしていくということであります。

○川村清一君 次に、アメリカとの関係をお尋ね

庫になることがあります。

○川村清一君 そうしますとこの七百七十五万トントン、四十二年産米、四十三年産米、四十四年産米とこうありますが、そこでこの法律が成立する、ここから外国に輸出することが始まりますが、この輸出に使用する米は何年度産米から使われますか。

○政府委員(森本修君) これは必ずしも何年度産米であります。もちろん新米のほうであります。と言いますのは、相手の嗜好等によります。たとえば古米で乾燥のいい米のほうが嗜好になりますけれども、この世界一の米輸出国であるアメリカに対し、どういうようなことを、一面考えるのでありますけれども、この数字のことをさしていらっしゃるのか。先ほど言いましたように、この数字のことを見ておられますか。

○川村清一君 それではこの四十五年十月の七百七十四万六千トン、大体七百七十五万トンです。か、この七百七十五万トンというものについて、ひとつ長官から産米年次別区分を御説明いただきたい。

○政府委員(森本修君) 年産別の区分でございますが、四十二年産米が約百十二万トン、それから四十三年産米が約三百九十二万トン、それから四十五年産米が約三百九十九万トンという内訳になります。

○川村清一君 時間がまいったようですが、五年前産米が二百八十九万トン持ち越されるということは、これは今年度の農政の一一番大きな柱になつております。ところの生産調整で、百五十万トン減産する。その百五十万トン減産が確実に実現してもさらに二百八十九万トンは持ち越すということになりますか。

○政府委員(森本修君) いま申し上げましたのは、もちろん古米でございません、四十五年産ですから、ただ御案内のように最近米の出回りも非常に早くなつてきておりまして、八月ごろから出回りをする、いわゆる早場の米が十月までにかなり大量に出荷をされるというふうな関係から、十月時点とりますと二百八十九万トンという在庫になることがあります。

○川村清一君 この二千九百六十三億につきまして赤字を因別の内訳をひとつ、数字だけでいいですからちょっとと……。

○政府委員(森本修君) 端的に申し上げますと、売買の差損と言いますが、そういう額が千二百二十五億、それから経費分に相当するものが千七百三十八億ということになっております。

○川村清一君 これをひとつ……これはわかりま

せんか。過剰米分について約七百七十五万トン、この過剰米分についての赤字が幾らか。それから輸出をするわけですが、輸出につきましては結局金利がかかりますね。その金利の分をこの食管会計が見なければなりませんね。そうすると輸出はする、輸出はするけれどもすぐそれはお金は返つてこないわけですから、その金利はこっちのほうで見なければなりません。そのためこの勘定に赤字が出てくるわけですが、この分で幾ら出るか、過剰米分で幾ら出るか、そして国内消費の通常分で幾ら出るか、これをひとつわかつたら御説明いただきたい。

○政府委員(森本修君) 敵密な意味で過剰米に伴う損失がその中に幾ら含まれておるかといふのはなかなか経理処理としてもむずかしい問題でござります。したがいまして厳密な意味で過剰米に伴う損失はその中に幾らあるというのではなくやつかいりますが、通観をいたしますと、過剰米の一年間……、過剰米といいますか、およそ米の一年間保有する場合の経費部分はそれは約一円というふうに見られておりますから、私ども過剰米の在庫数量を約七百万トンと抑えまして、七百億ということにならうかと思います。それから過剰米の売買に伴う損失ということになりますが、現在の予算では過剰米処理についての計画的なめどといいますか、そういうものが必ずしも明確に確立をされていないという現状で予算編成をいたしておりますので、売買に伴う損失としてとりあえず七十億円を計上しておるという状態であります。

○川村清一君 もう一つ、輸出に伴う利子負担。○政府委員(森本修君) 輸出に伴います利子負担、これは論理的にもちろん発生するわけでございますが、先ほど申し上げましたようなことで、輸出の的確な数量的な推計といふものは必ずしもできないという状況でありますから、その分を分離して計算をすると、いうことは現状ではできかねるということでございますから、全体の金利負担の中に金利予算でもって支弁をするというふうなこ

とにならうかと思います。

○川村清一君 それは非常にすさんな勘定だと思ひますかというと、いま国民の中に食管会計に非常に赤字がある。この赤字を一般会計から埋めておる。いわゆる国民の負担でもって食管会計の赤字を埋めている。これに對して非常な不合理を感じるとしてですね。そうすると、これはもう政府はそれをめでて、それと競争するということになる。いる國民の皆さんが多いらっしゃるわけですが、赤字がある。この赤字を一般会計から埋めておる。いわゆる国民の負担でもって食管会計の赤字をめでて、それと競争するということになる。赤字がある。この赤字がふえてくるのです。こういつてますます赤字がふえてくるのです。私は一生産者米価の引き上げのようなことを要求されると、必ずしも國民大衆はその真意がよくわからぬ辺はわかつていらっしゃると思います。けれども、必ずしも國民大衆はその真意がよくわからぬ邊はわかつていらっしゃると思います。赤字がある。この赤字がふえてくるのです。こういつてますます赤字がふえてくるのです。私は一生産者米価を上げたら、さらに赤字がつり上がつていくじゃないか、それが消費者にはね返つてくるじゃないか、物価をつり上げ、國民大衆の生活を苦しめる、だからこういうことを要求する農民はめちゃくちゃだ、自分さえよければいいのかといつたような、そういう反撃の声が國民の中から起きてくるわけですよ。だから私は食管会計が持つてゐる赤字の実態というものをもつと國民の皆さん方に明らかに示さなければならないと思ふ。そういう立場で私は聞いておるので、三千二百六十三億といふことは三千億といふことは、これは事実といたしましても、過剰米といふことは数字が出ておりませんけれども、それらを引きまして一千九百六十三億といふことは三千億といふことは、これは一体だれの責任か。私は農民の責任ではないと思うのです。過剰米を、米を残しておるというのは、これは私は政府の責任だと思うのです。

いまごろようやくこういう法律を出してきては、御指摘のとおりであります。そこで、たゞいまお話しのような点につきまして、過剰米の処理にあたりまして、政府は民間の学識経験者の参集を求めて、広く意見を承つておるところがあります。したがつてその際、いまのお話のござる過剰米にかかる財務処理の問題についても並行して御研究を願いたいと思つておりますので、そういうものが出てたところで十分に検討してまいりたいと思っております。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま米の生産調整に一生懸命で努力いたしておりますので、さらに

過剰を生じないようになつたいたいと思つておりますが、いまお話しのように、食管会計の損失の中には、これまでの過剰米に伴う損失が含まれておる。そうして年々その額が増加いたしております。そこで、たゞいまお話しのような点につきまして、過剰米の処理にあたりまして、政府は民間の学識経験者の参集を求めて、広く意見を承つておるところがあります。したがつてその際、いまのお話のござる過剰米にかかる財務処理の問題についても並行して御研究を願いたいと思つておりますので、そういうものが出てたところで十分に検討してまいりたいと思っております。

○委員長(園田清充君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

これにて午後一時……。

○向井長年君
議事進行について

私は理事に出ておりませんので、打ち合わせの内容は存じておりませんけれども、この法案が、いま委員長が発言されましたように、質疑が尽きたということのようでございます。質疑が尽きたと直ちに討論採決をする。あるいは附帯があれば附帯をつける、こういうことが本来の議事の進め方かと思う。私は政府に特別協力する意味じやございませんけれども、いわゆる会期末二日、あす一日になつて、質疑が尽きたものを採決せずしてそのまま持ち越そうということはどういうことか、ひとつ説明を聞きたい。(「理事会できまつているのだよ」と呼ぶ者あり)だから、その理事会できまつた理由を聞いています。

○委員長(園田清充君) 私からお答えいたします。

午前中理事会を開きましたして、ただいま私が進行してまいりましたようなことを一応理事会としては決定をいたしましたので、理事会の決定の線にてつて、いま議事を進行してまいっているわけでございます。なおここで、午後一時までの休憩の間に、あとの進め方について、理事さん方と重ねて、理事会を開きたいということで、休憩中に理事会を開いて午後の進め方について協議をいたすことになりました。さようひとつ御了承いただきたく思います。

○向井長年君 理事会でいろいろ話し合ってもらつてけつこうでございますが、大体この法案は、共産党を含めて各党が賛成のようです、私があのところによると。そうすると、質疑が尽きた場合は、これはやはり委員長なり理事において、やはりすみやかに討論採決を行なつてもらうのが当然かと思います。その点を私は強く要望しております。きょう午後三時過ぎから本会議があると思います。これも問題の多い、相当問題のある法案であるならば、これはまだ質疑を尽くさなければなりません。きょう午後三時過ぎから本会議があるから、大体各党みな賛成のようでありますから、

○向井長年君 議事進行について。
私は理事に出ておりませんので、打ち合わせの
内容は存しておりませんけれども、この法案が、
いま委員長が発言されましたように、質疑が尽きた
たということのようでございます。質疑が尽され
ば直ちに討論採決をする。あるいは附帯があれば
附帯をつける。こういうことが本来の議事の進め
方かと思う。私は政府に特別協力する意味じやこ
ざいませんけれども、いわゆる会期末二日、あす
一日になつて、質疑が尽きたものを採決せずして
そのまま持ち越そうということはどういうこと
か、ひとつ説明を聞きたい。(「理事会でできまつて
いるのだよ」と呼ぶ者あり)だから、その理事会で
できました理由を聞いています。

そういう法案を午後に持ち越して、理事会にはから
らなければならん理由は、私はあまりわからな
い。その点を、まあいま委員長から御答弁ござい
ましたので、ひとつ十分理事あるいは委員長の間
でその趣旨を生かして検討していただきたい。

○委員長(園田清充君) わかりました。

これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委
員会を開いたします。

農業者年金基金法案を議題といたします。

うなことで、きわめて遺憾であります。まことに残念であるわけでありますけれども、それだけに短い時間で効果的な質問をしたい、こう思つております。同時に、また先ほど申し上げましたように、改善意見等がたくさん実はあるわけであります。したがつて、この改善意見に対し、政府側が現状のところに拘泥をして、それよりも一步も出ないような答弁を繰り返していくたゞとするならば、これはなかなか前に進まない、こういうことにもなるわけでありますから、その質問の真意をひとつお考えいただきまして、率直に簡明にひとつ答えていただきたい。こういうことを前提にこれから質問をしていきます。

由といたしまして、やはり農業者に対する老後の保障が十分でない。でございますから、いま直ちに農業から離れるということが非常にしにくい事情が一つあるわけでございます。もしそれが促進をされまして、老後が保障されまして、農業から離れていいような条件の方が農業から一応引退をすることができますならば、その農地はさらにお粗拡大に振り向けることができるわけでござりますから、そういうような意味で、農業者の老後の保障といふものを充実していく必要があるといふ点が一つあるわけでございます。それと同時に、やはり現在の農業経営主の年齢構成等を見てみると、かなり老齢化しているわけでございまして、もちろん年とった方が全部悪いといふわけでもございません。

そういう法案を午後に持ち越して、理事会にばらなければならん理由は、私はあまりわからぬ。その点を、まあいま委員長から御答弁ございましたので、ひとつ十分理事あるいは委員長の間でその趣旨を生かして検討していただきたい。

○委員長(園田清充君) わかりました。
これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

農業者年金基金法案を議題といたします。
これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○村田秀三君 冒頭、大臣に質問申し上げたかったわけですが、十五分までに衆議院に行かれるということになりますから、帰つてまいりましてから十分にひとつ御意見を賜わりたいと思うわけでありますけれども、物事には順序がありますから、だぶる面もありますけれども、それはひとつ御了承いただきたいと思います。

そこで、今回の農業者年金制度、これは従来も農民から強い要望が出されており、政府も約束をして、ようやく今国会に一つの制度として法律案を提案されてきたわけでありまして、まさにこれは画期的な一つの農政の重要な柱であろうと私は思います。そういうことでありますから、十二分にその審査をいたしまして、またこれについてはすでにいろいろな意見が出されておるわけでありますから、

「委員長退席、理事龜井善彰君着席」

うなことで、きわめて遺憾であります。まことに残念であるわけでありますけれども、それだけに短い時間で効果的な質問をしたい、こう思つておられます。同時に、また先ほど申し上げましたように、改善意見等がたくさん実はあるわけであります。したがつて、この改善意見に対しても、政府側が現状のところに拘泥をして、それよりも一步も出ないような答弁を繰り返していただくとするならば、これはなかなか前に進まない、こういうことにもなるわけでありますから、その質問の真意をひとつお考えいただきまして、率直に簡明にひとつ答えていただきたい。こういうことを前提にこれから質問をしていきます。

あらためてお伺いをいたしますが、農業者年金制度、これをどうしても創設をしなくてはならないという目的、必要性といいますか、またその背景といいますか、そういうものについてあらためてひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(池田俊也君)　今回の農業者年金制度の基礎的な考え方といたしまして、私どもは現在のわが国の農業構造を基本的に今後改善をしていく必要があるというふうに考えておるわけでございますが、もちろんこれは農業者年金だけではなく、各般の施策、先般御審議をお願いいたしましたして成立をみました農地制度の問題あるいは農協制度の問題、あるいは前国会におきました農業振興地域の整備の問題、いろいろな面から農業構造の改善をはかつてまいらないなければならないわけでございますが、その中で特に今回の農業者年金制度におきましては、現在のわが国の一つの農業構造の特色であると同時にまた非常に問題の点であると思うわけでございますが、それは経営規模が非常に小さい、こういうことでございます。やはり将来、農業経営というものを確立する場合には、これは規模拡大をはかりければならないわけですが、その零細経営のまま從来ずっとそういう状態が続いてきている一つの理

由といたしまして、やはり農業者に対する老後の保障が十分でない。でござりますから、いま直ちに農業から離れるということが非常にしにくい事情が一つあるわけでございます。もしそれが促進をされまして、老後が保障されまして、農業から離れていいような条件の方が農業から一応引退をすることができますならば、その農地はさらに規模拡大に振り向けることができるわけでござりますから、そういうような意味で、農業者の老後保障といふものを充実していく必要があるという点が一つあるわけでございます。それと同時に、やはり現在の農業経営主の年齢構成等を見てみますと、かなり老齢化しているわけでございまして、もちろん年とった方が全部悪いというわけではありませんが、やはり今後若い人たちが希望を持って農業にいそめるという環境をつくるということからいいますならば、もう引退をして、いいような条件の方には引退をしやすくする、こういうことが必要なわけでございまして、そいつたような観点から今回農業者年金制度を創設いたしたい。それによりまして經營移譲というもののを促進をいたすと同時に、国民年金があるわけですがございますが、それとあわせて老後保障の充実をはかる。そういうことによつて農業構造の改善をはかってまいりたい。これが制度の創設の考え方でございます。

めには、經營移譲をしやすくする、離農をしやすくする、そういうことがある。こういうふうに聞くわけですが、少なくともこの制度創設の意義、目的というのは、あくまでも農政上の要請である。規模拡大のために零細農をこれに協力させるという理解が主に理解されるべきである、このように理解していいのですか。

○政府委員(池田俊也君) 実は衆議院におきましても、老後保障ということと、それから經營移譲の促進ということと二つの——農業者年金制度の一つのつかまえ方の問題でございますけれども、二つの側面があるということで、むしろ老後保障という点からいえば、それを從來の国民年金制度に加えまして充実をしていくということで、まあ目的は達せられるのではないかという意味の、いろいろ御意見があつたと思ひます。私どもは、今回こういうふうな制度の御審議をお願いしておりますのは、老後保障という見地だけから申しますならば、御存じのように国民年金制度が現在あるわけでございまして、この制度を一般的に充実していくばよろしいということになるわけでございますが、今回農業者に限つてこれを取り上げましたものは、やはり基本的には老後保障を充実するということによりまして、農業構造の改善を導き出してくるようなそういう見地から老後保障の充実も必要でございますし、それから經營移譲ということを促進いたすということは、これは一見老後保障とは関係ないようでございますけれども、もちろん一般のサラリーマンの方が退職いたしました場合に、退職をしたことを要件にいたしまして年金の支給が行なわれるのと、ある意味では同じような經營移譲をした場合に、その老後の生活の安定をはかるという見地から年金を支給するわけでございますが、そもそも老後保障とは密接不可分でございまして、この二つの要請を切り離すということではないし、むしろ非常に密接に関連しているということを私どもは実は申し上げておるわけでございますが、そういうこととは一応ややそれから離れまして、終局の目的というような

点から申しますと、実施をいたしてみないと善をはかりたいという農政上の要請が基本であります。兩者密接不可分ではあるけれども、これは農政上の要請である。そのためこの年金制度を創設する、こう端的に理解をいたしたいと思います。またその前提に立つてこれから質問を続けていきたいと思います。

そこで先ほどもお話をございました農地法の改正と、そしてまた農協法の改正、今国会で成立いたしたわけでございまして、構造政策を進める上においてはこの農業者年金も一つの柱として重要な地位である。この考えには変わりないと思います。そこでこの農業者年金の目的を達成しなければならないという問題がこれから出てくるわけになりますが、老後保障といふことは、老後保障という見地だけから申しますならば、御存じのように国民年金制度が現在あるわけでございまして、この制度を一般的に充実していくばよろしいということになるわけでございますが、今回農業者に限つてこれを取り上げましたものは、やはり基本的には老後保障を充実するということによりまして、農業構造の改善を導き出していくようなそういう見地から老後保障の充実も必要でございますし、それから經營移譲ということを促進いたすということは、これは一見老後保障とは関係ないようでございますけれども、もちろん一般のサラリーマンの方が退職いたしました場合に、退職をしたことを要件にいたしまして年金の支給が行なわれるのと、ある意味では同じような經營移譲をした場合に、その老後の生活の安定をはかるという見地から年金を支給するわけでございますが、そもそも老後保障とは密接不可分でございまして、この二つの要請を切り離すということではないし、むしろ非常に密接に関連しているということを私どもは実は申し上げておるわけでございますが、そういうこととは一応ややそれから離れまして、終局の目的というような

の若返りなり、あるいはさらには、ひいては經營者の引退を機会に經營規模の拡大をはかつてまいりたいということを考えておりますが、率直なところを申し上げますと、実施をいたしてみないと善をはかりたいという点が、非常に率直なことを申し上げて恐縮でございますが、ござい

ます。兩者密接不可分ではあるけれども、これは農政上の要請である。そのためこの年金制度を創設する、こう端的に理解をいたしたいと思います。またその前提に立つてこれから質問を続けていきたいと思います。

そこで先ほどもお話をございました農地法の改正と、そしてまた農協法の改正、今国会で成立いたしたわけでございまして、構造政策を進める上においてはこの農業者年金も一つの柱として重要な地位である。この考えには変わりないと思います。そこでこの農業者年金の目的を達成しなければならないという問題がこれから出てくるわけになりますが、この制度ができまして以降どの程度その効果というものを期待できるであろうか、また農林省として期待をしておるかということですが、その点についてはどのようにお考えでござりますか。もつともこれは農地法の審議あるいは農協法の審議の際にも日本の農業の将来のビジョン、その中における生産規模といいますか、生産様式といいますか、そういうものも含めて種々論議をいたしましたところでありますけれども、それがなかなか困難であるようであります。しかし私が考えますのに、この農業者年金をつくりまして以降といふものは、大体これに参加する農家の状態といふものは、一日でこれは掌握できるわけです。把握できただけでござります。それが大体五年程度早まりまして、從来六十五歳がピーコになつていたものが六十歳程度までは早まるということが期待できるわけでござります。それが大体五年程度早まりまして、從来六十五歳がピーコになつていたものが六十歳程度までは早まるということが期待できるのではないだろうか。こういうことをそういう方々は一応言つておるわけでございまして、私どもも実はそのような期待をいたしておるわけでござります。

○政府委員(池田俊也君) これも非常にむずかしい御質問でございますけれども、この農業者年金制度は、制度といたしましては年金支給が始まるのが若干先になるわけですから、そういう意味では、年金制度そのものとしては直ちに効果を発現するということを期待するのはむずかしいわけであります。また一方で、年金制度を補完いたします措置といたしまして離農給付金制度といふようなものもあわせて考えておりますので、そこらの面に着目いたしますならば、これはむしろ農地制度の今回の改正——農地の流動化促進といふような措置とこれはあわせてその効果を発現していくべきものだと私は思いますが、年金制度だけに着目いたしますならば、これは五年後になるまでござりますから、そういう意味では、むしろ引退後の所得を保障するという、一つの安心感を与えると思いますが、むしろその前にいろいろな措置をとらなければなりませんね。それが初めて老後生活の保障という面を年金が担当いたす、こういうことでむしろそういう点では若

しながら、これは予想であると同時に、ある程度の計画性がなければ、これは数字を扱うなどといふわけにはまいらないし、しかも保険の定めで微調整でござりますとか、そういうものの一つの腹ごなしみたいな条件の整備がでござまして、その上でこれが初めて老後生活の保障という面を年金が担当いたす、こうしたことでもむしろそういう点では若

○村田秀三君 これもどのよう考へるかといふことは非常にむずかしい問題だらうと思うのですが、いすれにしろ五年後にこれは実際の効果が年金それ自体で出てくるわけです。当面の問題としては農地法、農協法で流動化をはからなければならぬ。したがつて農地法、農協法によつて流動化を促進し、そのアフターケア的な要素といふのをこれはやはり農業者年金の中に私は認めるとはできると思うのですね。これをうあつてみた場合あと五年間という問題をどうするかといふ問題、これはあとに残しておきます。五年間の空白ができるわけです。これはあとに残しておいてひとつ御意見を申し上げたいと思うわけでありますが、いすれにいたしましても、私次の年金設計についていろいろと詳細にお聞きいたしますけれども、その際におそらくお気づきになつておられるると思いますけれども、むしろ年金が先行して、そうして經營移譲が促進されるという面といふものが、私は必ず出てくるのではないかと思う。そういう感じを実は持つておるわけです。したがつてこの制度の運用のいかんというのは農地法やあるいは農協法よりも人の考え方を左右する一つの何といいますか大きな動機を与える、まあ強いことばかもしれませんけれども、剣を持つているとこう理解してもいいと思います。使ひよによつてはよくなるけれども、しかし場合によつては剣にもなりますよといふものをこの農業者年金といふものは持つておる。というのは強制加入だからこそ私はそう言つてあります、したがつてこの運用はよほど注意しないと、これはもうたいへんなことになるのではないいかということを懸念するわけでございまして、それらの点についても、しかしそういう展望ができまして、初めて農業者の方はいろいろな判断ができるというふうに考へますので、そういう意味で言えばどちらが先でできていることが私どもは必要ではないかというふうに考へております。

まどうお考えになつておるか、私はまあ私がいま申し上げましたよな立場に立つて、これからこの制度をながめてみたいとこう思うわけあります。ですがどう考えておられますか。

○政府委員(池田俊也君) これはいま御指摘のございましたように、私どもといたしましては一つの農政上の要請から出発をいたしておることでござりますから、当然、将来継続して農業經營をやるというような方は原則的には全部入つていただきたいということで、制度の仕組みといたしましては当然加入という制度をとつておるわけでござります。ただいろいろな個々の經營に当たつておる方としてはいろいろな事情のある方がございまして、そりいつたような意味ではあまり画一的な仕組みではなしに、一定の資格は持つていても、もう将来農業を継続する考えはあまり持つていないうなり方とか、そりいつたような方はこれは比較的自由に抜けられるような制度をもあわせて考えますし、それから現在の農業經營としては非常に小規模で、この制度で考えておりますような経営面積を持つてない方でも、将来農業經營の規模を拡大していくというような計画を持つている方はこの年金に加入できるような仕組みをあわせて考えたいということで、原則は先ほど申しましてのような加入制度になつておりますが、幅としてはかなりそこに幅を持たせたいと、こういう気持ちを持つておるわけでございます。

同時に私どもはやはりたとえば今後離農をするという意図を持つておられる方もこの農業者年金制度ですべてをカバーするわけにはまらないわけで、これは先ほどのいろいろな構造政策のいろいろな関連諸制度もござりますし、同時にまた一方では転職したいという方もあるわけでござりますから、そういう方に対しても転職対策等も充実をしていくということと、そういういろいろな方面から、多方面からこの問題に接近をするということと、でき得る限りあまり画一的でないような仕組みにしたい、こういう気持ちで制度の立案に当たつたわけでございます。

○村田秀三君 ただいまの御答弁、幅を持たせたい、あるいは多方面から運営を検討する、こういうことでありますから、これは別途被保険者の資格獲得の問題について詳細にお尋ねをいたしたいと思いますから、その際にひとつ言及いたしました。
いずれにいたしましても、とにかくこの制度の運用は、それは農林省の期待するところにびつたっては追い上げることは可能ですよ、言つてみると、が、しかし農業者個々からして見ると、ば、自由な選択というものを阻害される場合といふものが当然起きてくるわけですから、そういう意味ではある程度の幅というものを持つていただきなければならぬと同時に、真に農業者のため農業者の現時点における生活、ないし将来の生活、こういうものを十二分に考慮して運用されなければならない性質のものである、こういうことをひとつきちっと確認をしていただきたいと思うのです。その点いかがですか。
○政府委員(池田俊也君) 御意見のとおりであります。
○村田秀三君 それでは厚生省にお伺いいたしますが、年金設計についてであります。私もさうとでありますから、いま使いますことばがはたして専門語になつておりますのか理解に苦しむ場合はお尋ねをいただけてけつこうでございます。それで年金設計、この中には財政計画も当然あると思うのですが、年金を組み立てる諸要素と財政というものを別に切り離しまして、この際は年金設計と、それから財政計画、その二つに分けて質問をしたいと思います。私の考えていることが間違ひであればひとつ御指摘を 통하여けつこうであります。
そこで、数理保険料は出しているわけであります。これは財政計画とも関連をするわけでありますが、この数理保険料を求めるための基礎要件といふものは相当たくさんあるうと思いますが、しかし私どももさうが考えてまいります場合には、当然この加入人員、つまり将来を展望いたしまし

料であるとかいうものが当然あると思うのです。それからこの年金の性質上、これは国民年金や厚生年金と違いまして、少なくとも被保険者を減らしていくことをする努力というものをこの年金はしなくてはならないわけですね。そうすることになるわけです。そうしますと、被保険者が拡大をするということではなくて、減少をしていくだろうということを当然予想されるとするならば、つまり何年は離農率といいますか、経営移譲率といいますか、そういうものがすべて数字で出ておらなければならぬと思います。したがってそれをひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○説明員(鴨脇学君) 厚生省の年金局の数理課長でございます。ただいま村田先生から御質問されましたことを詳細にちょっと時間をおきまして御説明申し上げたいと思います。実はこの年金制度が発案されました当初から考えなければならないわけでございますが、厚生省といたしましては、これらの中年金設計のために必要な基礎資料を得るために、昭和四十四年の五月に約二万世帯の農民を調査いたしまして、農業者年金のための基礎調査をいたしました。その調査の結果を国民年金審議会の専門部会でございます農業者年金専門部会の先生方にいろいろとお知恵を拝借いたしまして、基礎資料等の手直し等をいたしまして、年金を設計いたしましたわけでございます。

まず一番先にお尋ねでございました数理計算のための基礎資料、これはいろいろあるわけでございますが、一番最初にどのくらい加入するであろうか、任意加入制もございますので、任意加入を含めまして加入者数は二百万人というふうに踏んでおりります。

次に、最もこの制度の根幹になります経営移譲率といつもののがどういうふうに変化するであらうかというお尋ねだとと思うわけでございますが、こおきまして現状で一四・二%の経営移譲率があるというふうに出てまいったわけでございますが、

この年金制度を実施するため経営移譲率が促進されるということで大体年齢分布が五歳ずれる。五歳ぐらい早まるという仮定をおきましたが、その経営移譲率のカーブの訂正をいたしましたところが、六十歳時点における経営移譲率が、まあ各歳における経営移譲率があるわけでございますが、六十歳における経営移譲率が一四・二%が二五%程度にあくらむというふうに踏んで計算をいたしました。

なお年金計算をいたしましたにあたりましては、加入者の方々が年々どのように減少していくのかということも考えなければなりませんので、経営移譲率だけではございませんで、当然なくなる方もござりますので、死亡率というのも考えなければなりません。死亡率は厚生省で作成しておりますいわゆる国民生命表の第十二回の男子の死亡率のカーブを使用いたしました。

なお経営移譲とということではなくて、離農をされる方々途中においてはあると想像されますが、これは農業就業動向調査、昭和四十年でございますが、農林省によるものでござりますが、これから推計いたしまして、男子の世帯主で主として農業に従事した者の離農率を計算して推定したわけでございますが、この数字を申し上げますと、二十歳において五・四%程度、四十歳において二・〇%程度、五十歳において一・一%程度といふように離農率を踏んでおるわけでござります。

この経営移譲それから死亡、離農というものが三本のカーブとなって年齢別に出てまいるわけでございますが、このカーブを合成いたしまして、脱退残存表というものを作成いたしました。別に脱退カーブが出てまいるわけでございますが、それをいたしますと、年金計算が可能になります。

○村田秀三君 それでは、これは年金計算上の問題としては、私はしろうとござりますから、そろばんを入れてみてもはたして数理計算が妥当であるかどうかなどということは非常にむずかしいと思います。むずかしいと思いますけれども、農業者年金実態調査というのが昭和四十四年に行なわれておりますが、五十歳から五十五歳まで

が七五%、五十五歳から五十九歳までが七七%、六十歳から六十四歳までが八四%、後継者と農業経営主との年齢差といものは約二十八歳と出でました。

なお、先ほどお尋ねにありましたが、農業者は年々減っていくであろうというふうなことでございますが、この最初二百万の加入者がどの程度減少していくであろうということは非常にむづかしい問題でございますが、いろいろと統計から推定いたしまして年率一・五%程度の加入者の減少といたしましたが、この最初二百万の加入者がどの程度減少してしまったあとであります。したがいまして、約三十年の後には百四十万程度、五十年の後には百万程度、その先少しまだ減りまして、安定的に約三十年の後には約九十万程度に落ちつくということがで、一応の設定で年金計算をいたした次第でございます。もちろんこれは現在得られる情報からあとう限りの精密な計算をしてみたわけですが、年金制度といふものは五年目ごとの再計算によって手直しをしていくことになりますので、この諸基礎が変動いたしました際には、五年目ごとに手直しをしながら運営をはかっていくので、これが年金の常識でございますので、最初のめどとして大体この程度というふうに考えておる次第でございます。

○村田秀三君 およその作業の手順ですね、いまお伺いをいたしました。もちろん結果的な数字は年次別の予想を置きましたしてその集計がいまお話しいたいたるものになつてていると思うのですが、その年次別の基礎データというものは発表していただけるものですか。

○説明員(渕脇學君) ございます。

○村田秀三君 それでは、これは年金計算上の問題としては、私はしろうとござりますから、そろばんを入れてみてもはたして数理計算が妥当であるかどうかなどということは非常にむずかしいと思います。むずかしいと思いますけれども、農業者年金実態調査というのが昭和四十四年に行なわれておりますが、五十歳から五十五歳まで

うことを申し上げましたが、いま年金設計上一応の推測されるすべての条件を加味合成をしてその結論を導いた、こういうことでありますけれども、これはつまり三十年度後、五十年後の話でござりますから、はたしてそれが妥当な推測であるかどうかということは非常に問題であります。少なくとも日本の農業者は結果的に九十万になります。現在は九百三万人ですか、四十四年は、最終的には約九十万程度に落ちつくということがで、一応の設定で年金計算をいたした次第でございます。もちろんこれは現在得られる情報からあとう限りの精確な計算をしてみたわけですが、年金制度といふものは五年目ごとの再計算によって手直しをしていくことになりますが、これが年金の常識でございますので、最初のめどとして大体この程度といふように考えておる次第でございます。

○説明員(渕脇學君) お伺いをいたしました。もちろん結果的な数字は年次別の予想を置きましたしてその集計がいまお話しいたいたるものになつてていると思うのですが、その年次別の基礎データといふものは発表していただけるものですか。

○説明員(渕脇學君) ございます。

○村田秀三君 それでは、これは年金計算上の問題としては、私はしろうとござりますから、そろばんを入れてみてもはたして数理計算が妥当であるかどうかなどということは非常にむずかしいと思います。むずかしいと思いますけれども、農業者年金実態調査というのが昭和四十四年に行なわれておりますが、五十歳から五十五歳まで

うことを申し上げましたが、いま年金設計上一応の推測されるすべての条件を加味合成をしてその結論を導いた、こういうことでありますけれども、これはつまり三十年度後、五十年後の話でござりますから、はたしてそれが妥当な推測であるかどうかということは非常に問題であります。○説明員(渕脇學君) これは私たちもが調査をいたしました聞き取り調査でございますが、対象になります農家の方に一体どういうことを考えているかということをいろいろ調査したのがござりますが、それによりますと、概略の数字でござりますが、大体八五%くらいの方が後継者に移譲をしたい、それから残りの一五%くらいの方が後継者に移譲することになるであろう、こういうことといたしまして、大体私どもいたしましてはやはりそういうようなことになるのではないかろうかと、そういうふうに考えております。

○説明員(渕脇學君) その問題ですが、これまた私はさわめて重要な問題です。農林省は農業者年金をつくるわけでありますから、そこまで予測しながら対策を立てる必要がありますといふことを申上げてみたいと思うのですが、いま確かに経営者に移譲したいという希望は持つておる。それはわかります。しかばね希望どおりになるかどうかをつくるわけでありますから、そこまで予測しなければならない。重要なものをこの年金設計上の中には見るわけなんですね。先ほど数理課長からお話をございました。つまり後継者がおるかおらないか、これは四十年度の調査でありますから、年次何年をとつておりまますかわかりませんけれども、五十歳から五十四歳までは七五%の後継者がおる。五十五歳から五十九歳は七七%。六十歳から六十四歳までは八四%。つまり、これを裏返せば五十五歳—五十四歳は二五%後継者がおらない。五十五歳から五十九歳までは二二%後継者がおらない。だから、六十年代では二六%後継者がおらない。だから、六十年代では二六%後継者がおらない。六十年代では二六%後継者がおらない。六十年代では二六%後継者がおらない。

ありますかどうか。

一〇

つかないのです。東京に働きに行っておる父親は、十年か十五年がたつて帰ってきて後継者になつてもらいたいと思うけれども、息子の気持ちがどうかわからない。したがつて、この答弁をいただきました八五%移譲したいといふ親の気持ちがあつたとしても、後継者が八五%おるということにはならないのですね。だとすれば、これはやはり後継者対策というのも何らかの形で別に当然出てこなくちやならないわけでありますし、そうしてまた經營上の形態——後継者移譲か第三者移譲か、そうしてこの農業者年金の主として目しておるのは、これは何でしょうか。

第三者移譲、機関移譲、そのうちでも機関移譲といふものに法案の条文をずっと見た限りにおいては、これは生産法人等に重きを置いておるよう見受けられる。私の感じが間違ひであれば、これは御指摘をいただきたいと思ひますけれども、少なくとも經營移譲、その移譲の形態別、これをこの農業者年金制度を発展させ、そうして農地法、農協法といふものが対置されておる。だとすれば、農林省とすれば、当然保険料給付を云々といふものを予測して、そうして農地法と農協法、農業者年金法、三者一体としての農政の視点といふものを出してもいいのではないかと、私は考へるのであります。それはござりますか。

○政府委員(池田俊也君) 前段の御指摘は私どももそのおりだと思います。いろいろな条件の変化がござりますし、八五%現状の調査ではそくなつておりますが、そのとおりになるか、あるいは若干それを下回る数字の結果が出てくるかは、これは的確には何とも言えないわけでござります。ただ私どもはやはり從来こういう制度といふ事として農業をやっていこうじゃないかといふ、こういう一つのきっかけにもなるわけでございます。従来のいろいろな条件のもとでは、必ず

しも農業に対して情熱はわかないけれども、今後いろいろにこういう制度が整備されるということであれば、今後これは本腰を入れてやろうというが、これは第六十五条三、四、五項によつて定められたことになります。これは政令にも減少するわけではなくに、あるいはまたふえる要素も全くないわけではないのでございます。もちろん後継者対策としては、このばかりいろな制度を充実していかなければならぬわけです。

なお、後段のいろいろなたとえば經營移譲の形でござりますとか、あるいは生産法人に対する生産法人といふようなものがその中でどういう役割をを持つかといったようなことにつきましては、実は率直のところを申し上げて、なかなか想定しえれば、的確なお答えができないわけですが、それだけでも、私どもいたしましては、やはりこの対象に考えております農家といふのは二百万戸ございまして現在私どもの試算では昭和五十年に四百五十万戸に農家数があるであろうと十二年に八五%現状の調査ではそくなつておりますが、それがさらに将来若干の減少を示すことは見通されるわけでございませんけれども、とにかくこの二百万戸の農家といふものは、やはり日本の農業の主たるにない手になる農家になるのではないだろうかというふうに考えておりますので、そういうものが非常に広範に離農していくということは実はあまり考えておらないのでございまして、比較的多數の、その中の多数の農家といふのはやはり經營移譲、經營規模の拡大をしながら一定の年代にまいると經營移譲をしてむすに引き続ぐ、こういう形になる事が多いですが、そのとおりになるか、あるいはなかつたわけでござりますから、こういうものがなかつたわけでござりますから、これは制度ができるということに相なりますと、これは

計算といいますか、それについてお伺いをいたします。

まず初めに、この保険料のきめ方であります

が、これは第六十五条三、四、五項によつて定められたことになります。これは政令によって定められることがあります。ところがこの最初の保険料は附則第七条によつて定められております。七百五十円、これはどういうわけですか。

しかも農業に対する国庫負担が六百八十円の三分の一、二百二十七円の国庫負担がつく。經營移譲年金にする費用の六百八十円に二百二十七円の国庫負担がつく。それで本人が負担する保険料はこれを引きますと千七十一円といたします。千七十一円でございまして一千九百二十円の国庫負担になります。千七十一円でございまして一千九百二十円を当初減額するという意味でございまが、先ほど申しましたように、千七十一円の保険料といふのはなお負担が重いことで、保険料の三〇%を当初減額するという意味でございまして、千七十一円に〇・七をかけますと七百五十円という保険料が算定された次第でございま

ります。かかるに当初の間は平準的な保険料ではなくて、農業者の方々の御負担を考えて乗りやすくなるために、どう配慮だと思ったかでございませんが、それ以外の要素によりまして特別に低い保険料七百五十円といふ額をきめておく必要がございまして、そうでありますためにその部分につきましては法律において定めていく、このような関係に相なつておるというふうに理解いたしております。

○村田秀三君 それはわかりました。わかりました。

たのですが、たいへん意地の悪い設問で恐縮ですが、給付基準をこの程度維持したいといふことが前提なわけですが、そうじやありませんか。

○政府委員(池田俊也君) 農林省のほうからむしろお答え申し上げたほうがいいかと思います。

○村田秀三君 それはわかりました。わざわざ大前提になるわけでござります。この点につきましては農業者の經營移譲後の所得の補いをするとたために必要なのは、これは給付、それから補助金、保険料と大体おおよそ三つだと思うのですね。これはどこに重点を置いてます七百五十円と

いうのが出でたのですか。

○説明員(鴨脛學君) 先ほど申しました基礎によつて計算いたしますと、この農業者年金制度を実施いたしますために必要な保険料といふのは一千二百九十八円の必要経費でござります。これが

必要な費用でございますが、この一千二百九十八円

という中で、經營移譲を要件とする年金に六百八十円の費用がかかるわけでござります。經營移譲の有無を問わず六十五歳以降支給する年金に必要な保険料が五百二十六円必要であるわけです。な

お死亡、脱退一時金に九十二円の金が必要でござります。合わせて一千二百九十八円という計算の結果が出でます。

に幅はあるわけでございますけれども、まずそういう観点で一つの前提を置いたわけでござります。それから先ほど厚生省から御説明がありましたような計算によりまして数理保険料が出るわけがござりますので、その数理保険料といふものが、一体農家の負担に、出せるかどうかという問題を検討いたしまして、そこはなかなか判断の問題が入るわけでございますが、私どもがいろんな機会に農業に關係いたしております農業団体の方々等の意見も伺い、また私どもなりあるいは関係しておられた学識経験者の方に現地調査等お願いいたしました。

〔理事亀井善彰君退席、委員長着席〕

そのときに農家の意向等を聞きましめたときの大体集約された意見というのが、安ければ安いにこしたことはないけれども、ぎりぎりいって国民年金の保険料とあわせて二千円をこえては非常に困るという御意見が集約されたように私どもは承知いたわけでございます。そなたしますと、その次に国民年金の掛け金が夫婦合わせまして一千二百五十一円でございますから、農業者年金に充て得る分というのは七百五十円になるわけなんで、そのものを次の段階に置きまして、一千二百九十八円をどういうふうに国庫なり本人負担等を分け合いかといふ問題になりますて、さつき教習課長からお話をありましたよな結果で調整をいたしますならば、当面大体そういう範囲におさまるのではないか。一方では現在一応考えております給付水準といふのは、ほぼ厚生年金並みの水準といふように一応理解されますので、まあ大体そういうことで一般的の農家の方々の納得を得られるのではないかと、こういうふうな経緯があつたわけでございます。

○村田秀三君 給付をある程度押さえて、そして整理した結果次の段階では一千二百九十八円に出てきました、こういう結果になると思うんですね。そこで重要なことは、先ほど企画課長から政令で定められた云々というお話をありましたが、その話は後ほどまたお伺いいたします。お伺いいたしますが、

これは五年で再計算するということになつておりますね。そうすると、当初保険料は七百五十円だというけれども、この「当初」というのはいつまでございますので、その際の四十五年度の分であるのが、一体農家の負担に、出せるかどうかという問題を検討いたしまして、そこはなかなか判断の問題が入るわけでございますが、私どもがいろんな機会に農業に關係いたしております農業団体の方々等の意見も伺い、また私どもなりあるいは関係しておられた学識経験者の方に現地調査等お願いいたしました。

〔理事亀井善彰君退席、委員長着席〕

それをさらに問題は、やはり国庫補助が一番問題です。今回の国庫補助率というものをどうい

う角度から出されたのかは、作業の手順はいま聞きましたからわかりました、が、その額はどういう角

度から出されたものか私はわかりませんけれども、この国庫補助率というものがやはり将来非常

に大きな影響を与える。だからわれわれからする

ならば、給付はこれはきめられる、そしてその次に

政府側からいうならば保険料と、こう言いたいと

ころであろうけれども、やはりその次にわれわれ

が考えたいのは、国庫補助がどの程度確保できる

のか、ということが一番深い関心が持たれるわけ

です。そういうことで保険料は安いほうがいい。

しかし、保険料は減額する方向で検討せよといふよう

のかといふこと、これが変わらないとこれは現実問

題として起きてこない。したがつて五年後以降支

出が生ずると思うんです。だから、この給付に対

する三分の一補助といふのは、五年以降の分につ

いて約束されたのだろうと、私はこう思つております。そうであるとお答えをいただきたい。ほんとうはもっとふやしてもらいたいんですけどね。同

時に、結局保険料の七百五十円、これは再計算期

には国庫補助が当然高まる、こういう問題も出で

てくるわけでありますから、それらの点についてひ

とつ、しかとした御答弁をいまいだいておかな

いとやはりうまくないと思うんです。

○政府委員(池田俊也君)

前段のことについてお

答え申し上げますが、前段、まず、経営移譲年金

の給付に要する費用の三分の一を国庫が負担す

る。このことは六十四条にはつきりと書いてござ

ります。ようこそこれはずつと継続をするわけでござ

ります。それから三百二十一円の国庫補助は先ほ

ど大臣からお答えがありましたとおりでございま

して、

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

これはもう附則にそのことがはつきりと書かれて

おるわけでございます。七百五十円が続いており

ます限りにおきましてはそれも継続をすると、こ

ういうことでござります。

○村田秀三君 この七百五十円を続ける限りは三

百二十一円と、こう言いますが、五年たちます

保険料七百五十円を前提として再計算をするとい

う意味ですか、それは、その点伺います。

○政府委員(池田俊也君)

これは五年後に再計算

ている条件が変わってまいりますというと、年金財政の均衡という見地から所要の調整措置がなさなければならぬであります。だから出発する、その際の四十五年度の分であるのか、あるいは四十六年度も含まれるのか、五年を一期とする再計算期間内は七百五十円とするのか、こういう点はどう考へられておるのかという點。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

それをさらに問題は、やはり国庫補助が一番問題です。今回の国庫補助率というものをどうい

う角度から出されたのかは、作業の手順はいま聞きましたからわかりましたが、その額はどういう角

度から出されたものか私はわかりませんけれども、この国庫補助率といふものがやはり将来非常に大きな影響を与える。だからわれわれからする

ならば、給付はこれはきめられる、そしてその次に

政府側からいうならば保険料と、こう言いたいと

ころであろうけれども、やはりその次にわれわれ

が考えたいのは、国庫補助がどの程度確保できる

のかといふことが一番深い関心が持たれるわけ

です。そういうことで保険料は安い方がいい。

しかし、保険料は減額する方向で検討せよといふよう

のかといふことが一番深い関心が持たれるわけ

です。そういうことで保険料は安い方がいい。

それから、その給付額の三分の一、これを出すことになつておるわけですね。が、しかし、給付

というものは、五年後にならないとこれは現実問題として起きてこない。したがつて五年後以降支

出が生ずると思うんです。だから、この給付に対

する三分の一補助といふのは、五年以降の分につ

いて約束されたのだろうと、私はこう思つております。そうであるとお答えをいただきたい。ほんとうはもっとふやしてもらいたいんですけどね。同

時に、結局保険料の七百五十円、これは再計算期

には国庫補助が当然高まる、こういう問題も出で

くるわけでありますから、それらの点についてひ

とつ、しかとした御答弁をいまいだいておかな

いとやはりうまくないと思うんです。

○政府委員(池田俊也君)

前段のことについてお

答え申し上げますが、前段、まず、経営移譲年金

の給付に要する費用の三分の一を国庫が負担す

る。このことは六十四条にはつきりと書いてござ

ります。ようこそこれはずつと継続をするわけでござ

ります。それから三百二十一円の国庫補助は先ほ

ど大臣からお答えがありましたとおりでございま

して、

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

これはもう附則にそのことがはつきりと書かれて

おるわけでございます。七百五十円が続いており

ます限りにおきましてはそれも継続をすると、こ

ういうことでござります。

○村田秀三君 この七百五十円を続ける限りは三

百二十一円と、こう言いますが、五年たちます

保険料七百五十円を前提として再計算をするとい

う意味ですか、それは、その点伺います。

○政府委員(池田俊也君)

これは五年後に再計算

いることであるならば、給付を下げるか、あ

るいは国庫補助を高めるか、いずれかこれは操作

しなければならないであります。

いということであるならば、給付を下げるか、あ

るいは国庫補助を高めるか、いずれかこれは操作

しなければならないであります。

いろいろ条件の変化等がござりますならば、先ほど厚生省からお話をありました数理保険料というものが変化する可能性があるわけでございます。そうなってきますと、この保険料の額も将来変化をする可能性があるわけでございますが、そういうことで変わるもの間は、七百五十円に対する三百二十一円の国庫補助は継続をすると、こういうことでございます。

○村田秀三君 その御答弁をいただいてる限りではわかるのですね。

○國務大臣(倉石忠雄君) いまのお話の期間が経過した場合には保険料についての国庫補助をどうするか、こういう問題だらうと思うのであります、年金財政全般につきまして十分検討いたしましたよう

なればならぬと思います。それからまた、関係省で一緒に資料を出しておるわけであります。しなければならないと思っておりますが、支払が始まつてくるのはかなり先であります、御存じのこととおり。

そういうことで、私どもいたしましては、一定の期間が済んだ後に、先ほどお話しの期間が済んだ後には、これはほかの公的年金との関係もありますが、政府においては他の公的年金につきまして、逐次改善する努力をしておられるわけであります。したがって、この年金制度におきましても、改めて、この年金制度におきまして、私どもは国の財政その他の事情を勘案いたしまして、だんだんと改善していくといふのが基本的な考え方でございます。いまのような場合に、十分そのときの事情を勘案して处置していくなければならぬのではないか、こう思つております。

○説明員(洞脇學君) ただいまの御質問でござりますが、まず衆議院の修正によりまして保険料が先ほど申し上げました五百二十六円と計算いたしましたのが五百八十四円に値上がりいたします。一人当たりの月額で五十八円の保険料が増になります。財源が必要でございます。——失礼いたしました。保険料でなくて五十八円の財源の不足をえたすわけでございますので、五十八円よけいどこからか調達しなければならないことになるわけでもございますので、まだこの財政収支計算というの非常に時間がかかりまして、人々の被保険者についてずっと計算してまいらなければならぬわけですから時間がかかりまして、まだ大いにこの収支計算をした数字はまだ参議院にも衆議院にも全然私どもはお届けしていられないでありますし、ちょっと時間がかかります。いずれ計算いたさなければならぬわけでございまして、ちょっと時間がかかります。いざなふれども、ちょっと時間がかかります。

○村田秀三君 最終的に決定いたしましたらその資料等はちょうどいいをいたしたいと思いますが、そうしますと、これはいま作業中であろうかと思ひますけれども、数理保険料一千二百九十八円と五十円、これは法律を修正していないようですが、五十円、これは法律を修正していないようですが、年金財政全般につきまして十分検討いたしましたよう

なればならぬと思います。それからまた、関係省で一緒に資料を出しておるわけであります。しかしながら農家負担の状況が、まあ出さないのがけしからぬという意味じゃあります。この資料が衆議院の修正部分を加えるとどう変化するのか、これを知りたかったわけあります。したがって、この年金制度におきまして、改めて、この年金制度におきまして、私どもは国の財政その他の事情を勘案いたしまして、だんだんと改善していくといふのが基本的な考え方でございます。いまのような場合に、十分そのときの事情を勘案して处置していくければならないのではないか、こう思つております。

○村田秀三君 いまの段階で大臣に御答弁いただくにいたしましてはその程度じゃなかろうかと思います、実は。が、しかし、これは先ほど来いろいろ論議をいたしましたが、これは農政上の要請によつて少なくとも零細農家の方に協力をさせるんだという性質のものであります。言つてみれば、これは。しかし、協力を得るための代償といふものは、これは大きければ大きいほどいいわけありますし、また、それを期待しなければならないと私は思います。したがつて、ほんとうに効果あらしむるためには、いま大臣がおっしゃいました改善の方向、真に農業者の立場に立つところのやはり給付なり掛け金というものを考えていておくわけなんです。

それから、次にお伺いいたしますが、衆議院において修正をいたしました。それはちょっと古い資料でございまして、これは厚生省の方にお伺いいたしましたが、「農業者年金積立金推移」でござりますが、これは修正以前のものであるうと思うのですが、たぶんこれは衆議院のほうには出され

たと思うのです。ただ、参議院の場合は、これと同じ資料が来ておりませんね。これは農業者の方にお伺いいたしましたが、この年金制度ではすべて五分五厘を使用しております。この利子收入というものが書かれています。この利子收入というのを、運用利回りはどの程度に計算をされておるか。

○説明員(洞脇學君) 予定利率というのは、公的年金制度ではすべて五分五厘を使用しております。国庫補助も当然出ておりまして、利子收入というものが書かれています。この利子收入というのを、運用利回りはどの程度に計算をされておるか。

○村田秀三君 ちょっと課長さんね、この表、これ間違いないかと思うのですがね。どうも私が持つてある資料もこれは政府側から出した資料なんですが、ちょっと内容が少し違うようあります。したがつて、また質問も若干変えなければなりませんが、衆議院の修正をいたし

まして、その財源措置——私が仄聞をいたします限り、最初の財政計画は運用利子は四分九厘でしたおつた、そして修正をいたしまして、五分五厘で運用するならば、その財源はある程度充当できるんじやないかという話、これは仄聞であります。正式に聞いたわけじやありませんからわかりませんが、その点はどうですか。

○説明員(山下真臣君) 予定運用利率は当初から五分五厘で終始やつております。いまの四分九厘という話は、いわゆる経営維持をしない方にも出る農業者老齢年金でございますね。あれの二十年のところの利回りが五分五厘はあるんじやないか、何分に回っているかというような話の際に、四分九厘とかあるいは四分七厘というような数字が出たことはござりますけれども、予定運用利率のほうは最初から五分五厘一本でまいっております。

○村田秀三君 それじゃ私も仄聞で、確かな資料じゃありませんから、失礼をいたしましたが、後日調べてみたいと思います。そこでこの五分五厘、まあ年金あるいは保険関係の積み立て金、これを今まで実際に何分で運用しておつたか。これは厚生年金、国民年金、いろいろございますが、その運用は計画上と実際上、これをひとつお知らせいただきたいと思います。

○説明員(鷹賀学君) 六分五厘の実際の運用利回り——六分五厘ちょっととは欠けるんでございますが、ちょっと六分五厘を欠けるというのは、運用上のちょっと短期間のやりくりの間の利子がございまして、六分四厘八毛でございますか、ちょっと欠ける程度でございますが六分五厘程度に回っております。

○村田秀三君 そうしますとこの運用利回りは計画は五分五厘だと、実際は六分五厘ちょっと下回る。この一分の差というのは大きいです。百八十億ですから、百八十億といたしましても一分で一億八千万、非常に大きな利差だと思う。これを安くするとかあるのは給付を引き上げるとか、そういう試算をした場合にどの程度になると、その点はどうですか。

○説明員(鷹賀学君) この利差は一分でございますが、お尋ねになかつたことでござりますけれども、再計算のときに元金に繰り入れるようにして計算いたしております。それが保険料の引き下げかかるいは給付の改善かに回って、公的年金はすべて五年目ごとにそういう計算をいたしておるわざでござります。制度の成熟度によっていろいろ違いますけれども、御指摘のとおり一分の差と申しますのは、かなり大きな数でございまして、少なく見積りましても保険料について一割程度ぐらいいの影響——一割程度以上の影響があると思われます。これは制度によって、いろいろと成熟度によつて違いますけれども、客観的に申し上げまして、少なくとも一分の差というのは、保険料に影響いたしますと一割程度以上じゃなかろうかといふふうに概算されます。

○村田秀三君 この一分の違いというのは非常に私は大きいと思うのですね。いつもやも厚生年金の問題に触れて、これは再検討せよというような話をしたことがあるわけであります。これは全部年金関係、そうでありますから、農業者だけのもの引き直すというわけにまいらぬかもしませんが、これはぜひ検討していただきたい。と申しましたことをお尋ねいたしましたら、農協も一つでございまして、それから市町村、地方団体が入りますし、それから公社、公団といったものが入りますね。それから農業者年金基金が入る。またこの基金の内容を読んでみると、そういうふうな事業を行なうわけでありますね。基金が行なう資金の貸し付けは農業者年金の被保険者が離農しようとあるものから一定の区域内に土地を取得しようとする場合に行なうものとしておりますから、したがつて、農業経営者がその経営をやめて離農する方があつた場合に、その方の土地を取得する場合に、この基金が金を貸してくれる、こういうふうに思つたのです。それで大体農地取得仕組みになつておりますね。それでただいま聞いておりますというと、この基金の運用利子は五分

すが、お尋ねになかつたことでござりますけれども、再計算のときに元金に繰り入れるようにして計算いたしておるわざでござります。それが保険料の引き下げかかるいは給付の改善かに回って、公的年金はすべて五年目ごとにそういう計算をいたしておるわざでござります。制度の成熟度によっていろいろ違いますけれども、御指摘のとおり一分の差と申しますのは、かなり大きな数でございまして、少なく見積りましても保険料について一割程度ぐらいいの影響——一割程度以上の影響があると思われます。これは制度によって、いろいろと成熟度によつて違いますけれども、客観的に申し上げまして、少なくとも一分の差というのは、保険料に影響いたしますと一割程度以上じゃなかろうかといふふうに概算されます。

○川村清一君 関連。ただいまの村田委員の質問に対する答弁をお聞きしまして、ちょっと疑問が生じましたので、関連して農林省にお尋ねいたしましたが、この基金ができると、この基金は先般われわれが農地法の改正法律案についていろいろ審議をいたしました。その中に農地保有合理化促進事業を営む非営利事業を行なう団体というのがあります。このことをお尋ねいたしましたら、農協も一つでございまして、それから市町村、地方団体が入りますし、それから公社、公団といったものが入りますね。それから農業者年金基金が入る。またこの基金の内容を読んでみると、そういうふうな事業を行なうわけでありますね。基金が行なう資金の貸し付けは農業者年金の被保険者が離農しようとあるものから一定の区域内に土地を取得しようとする場合に行なうものとしておりますから、したがつて、農業経営者がその経営をやめて離農する方があつた場合に、その方の土地を取得する場合に、この基金が金を貸してくれる、こういうふうに思つたのです。それで大体農地取得仕組みになつておりますね。それでただいま聞いておりますというと、この基金の運用利子は五分

五厘、それがまあ表看板五分五厘であつて、実際は六分四厘何毛かといったようなお話を非常に高粱の財政計画でありますから、それで長期低利というふうにいたしました。それで農地法を改正した、そこで小規模農業者では積み立て金を安全確実それから効率的に運用するという一方の要請がござりますから、必ずしもその要請にぴたりそぐわないということになります。そこで、それに對する措置

いたしましては、予定されております基金の運用の利回りと、実際に貸し付けられます場合の金利との差額については国が利子補給をすると、こういうことによりまして、基金の運用の原則と、それから私どもが考えておりますこの基金の事業を農地のそういう離農者の農地の移動にも使おう、こういうことの二つの要請を満たすためには、その間を利子補給でつなぐということが一番妥当な方法であろうということで、これは本年度の予算措置にはございませんが、来年度以降の予算措置では、そういうことを確保したい、こういうふうに考えております。

○川村清一君 関連ですから、これでやめますけれども、大体わかりましたか、そこで私確認いたしますが、この基金は、農地保有合理化促進事業を営む法人であるしたがつて、この法人そのものは土地を買取し、またこれを売り渡すことでも、それからこの基金が農地を取得しようとするものに資金を貸し付けることができる、しかしこの基金は自己の持つ積み立て金を運用する場合において、やはりこれは積み立て金そのものは農民の方々の積み立て金であるからして、この農民四厘何毛ぐらいいの高利でもって運用していく、しかしこれを農地資金として貸す場合においては、こういう金利で貸したのでは、とてもじやないけれども農地は借り受けられないから、したがつて、その分については政府が利子補給をしていく、したがつて、基金の一般の利子收入は相当高いけれども、実際に土地取得資金に使う場合は低い、その間の差額については政府が利子補給する。それから、できるだけ低利の、そうして長期の資金でなければならぬから、政府の考えておられる、こう確認してよろしくございますね。

それでも一点つけ加えて申し上げますが、昭和四十年、四十一年に政府は国会に農地管理条例事業を認めた、これがいろいろ今後問題がござりまするが、非常に大きな額ではございませんけれども、差し

○中村波男君 私も関連でこの機会に聞いておきました。

○中村波男君 私も関連でこの機会に聞いておきました。たいと思うのですが、川村委員がいまお尋ねをいたしました件に関連して基金が農地等の取得ができる。それからいま池田農政局長は衆議院においても同様の御答弁をなすつていらっしゃいます。が、基金の運用の面で農地取得資金として年三分、三十年償還の資金を考えておるというお話をあります。が、言いましても基金が不足をいたしましても、実際問題、そういう基金の資金の余裕の出るのは一定の年限がたたなければそういう資金の運用はできないと思うわけですね、そこで基金の徴収が始まるわけでございますが、四十五年におきましては三ヶ月の分の掛け金が入つてくる。それから四十六年度以降はまるまる入るわけでもございまして、その平年度の掛け金、保険料の収入が約百八十億でございますから、最初の年はその四分の一程度ということになりますので、私どもは四十五年度は四十五億ぐらい。四十六年度以降は毎年百八十億くらいプラスされる。もちろんそれは利子がついてくる。そういうことでござりますから、一方、事務費等は当初の年度におきましては、これは全額国が負担するということでお算措置を講じておりますけれども、大体いま申し上げましたような掛け金というのは積み立て金として残るということになりますが、その全部を使うということは私ども考えておらないわけであります。その一部につきましては農地等の取得あるいは融資等の措置に充てることは、基金の資金でございますと十年以上、こうしたことになりますので、当面は掛け金、保険料といいますか、それが入つてきてむしろ基金としてはそれを積んでおくというかつこうになるわけでございます。

○政府委員(池田俊也君) 私ども実は逆に考えているわけでございまして、基金の支給が始まっていますのはむしろ先でございます。経営移譲の年金の支給が始まりますのは五年以降、それから老齢年金の余裕金と申しますか、そういう金が出た上で業務の範囲というのがおのづから運用されることになります。が、やはりこれは積み立て金であるからして、この農地等の取得資金を貸す場合においては、非常に大きな額ではございませんけれども、差し

○中村波男君 関連でございますから、もう一問だけこの機会に聞いておきたいと思いますが、基

金の業務範囲を読んでみると、農業者年金の被

保険者の「福祉を増進するため必要な施設で政令で定めるものの設置及び運営」というこの「政令で規定されようとする具体的な内容についてこ

の機会にお話を願つておきたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) 政令の事項といたしましては、これは御提出申し上げていると思いますが、「見込事項」として私どもが予定しておりますは、たとえば休養施設などこの加入者の方々の休養のための施設などを基金が設けまして、その運営をするということを予定いたしております。

○中村波男君 その他の年金あるいは厚生年金の関係等についても、福祉施設として保養施設、療養施設等をつくりておりますが、この施設が全く被保険者のためにならないというふうには私は言いませんけれども、しかしこの基金といいのは、できるだけ農業生産を拡大する最も有効適切な政策目標に向かつて使う、こういうことに重点を置いておきたいと思います。

○中村波男君 その他の年金あるいは厚生年金の関係等についても、福祉施設として保養施設、療

養施設等をつくりておりますが、この施設が全く

被保険者のためにならないというふうには私は言

いませんけれども、しかしこの基金といいのは、

できるだけ農業生産を拡大する最も有効適切な政

策目標に向かつて使う、こういうことに重点を置くべきではないかというふうに私は考えている次

第であります。そういう意味で、さいぜん池田農

政局長の答弁にあります、少なくとも土地取得資

金は、農業近代化資金は年三分五厘、償還期限二

十五年という制度でありますから、それ以上に制

度を、この余裕金の範囲はおのづからあるよう

あります。が、そういうよろうな使い方に重点を置く

ように監督官庁として指導されることを意見とし

て申し上げて質問を終わります。

○村田秀三君 いま関連で出た分はできるだけ省略いたしたいと思います。

○中村波男君 次に給付、とりわけ経営移譲の老齢年金。先ほ

ど運用利子は私は勘違いたしました、四分九厘

といふのは、経営移譲の部分、百八十円、それに

二十年積み立ての運用利率の問題であったわけであります。それが二十円プラスしたために五分

五厘二毛になつた。そういう意味ですね。——わ

かりました、勘違いいたしましたから。それにつ

けても、この修正正に政府が快く応じたということは、なるほど不合理を認めたからにはかならないと思います。私はまだ不合理があるような気がいたします。

そこでお伺いをいたすわけですが、この私の理解が間違つておれば御指摘をいただきたいと思ひますが、経営移譲の有無を問わず六十五歳以降支給する年金に要する経費は一人当たり五百八十四円、この五百八十四円を支給されたいと思います。使われていないところが、これは三百二十円の掛け金の補助率とどういう関係があるのかそれからもう一つは、この七百五十円を二十年間積み立てて支給をする際には四千円、四千円を若干こえるわけです。その数字的関係がほんとうにわからないわけです。私も研究はしておりませんが、この関係はどういうことになつておるのかという疑問が一つあるわけですが、その点ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

【委員長退席、理事龜井善彰君着席】

○説明員(瀬脇學君) 七百五十円の保険料を月々納めていただきまして、これを五分五厘にかりに回しまして、六十五歳に達したといましたときに、そこに元利合計がたまるわけでございますね。それを年金化するということになるわけですが、それが平均余命で割りますと、それが平均余命だけ生きるといたしまして、平均余命だけ年金を受けるといふことになると、元利合計たまつたところから老齢化になりますから、年金を支給するといつたときに、四千円という月額の年金を払わなければならぬということの御指摘があつたわけでございます。

○村田秀三君 またお前の表が違うなんて言われると困るのでですね、私の表には、この経営移譲の、要するに年金に要する費用は六百八十九円と、こうなつておりますね。それから老齢給付は、これは修正をして五百八十四円、そして結果的に千三百五十六円ですね、先ほどの説明ですと、結局

局。経営移譲を要件として年金給付には三分の一の額の補助がある。この六百八十九円の中には二百三十五歳以降支給する年金にどう作用しているわけですか、二十七円というものは含まつているわけですか、当然その考え方立つて考えるならば、この掛け金三百二十一円、これは経営移譲の有無を問わず六十五歳以降支給する年金にどう作用しているわけですか、これがどういうことになりますかね。これだから私がいま申し上げました

ような言い方からするならば、三百二十一円全部この掛け金に影響を与えるという計算をするならば、これはどういうことになりますかね。これちょっとと言ひ方間違えましたが、結局四千円の給付をするのに五百八十四円でよろしいのだというふうに理解、そうじやありませんか。

○説明員(瀬脇學君) 四千円に修正されましたのは、七百五十円ずつ保険料を出しまして経営移譲をお受け取りになるわけですが、それとも自分のかけた元利合計よりもはるかに多い金額をお受け取りになるわけですが、七百五十円ずつ掛けている、経営移譲をしながらお受け取りになるわけですが、それとも自分が掛けた元利合計よりもはるかに多い金額をお受け取りになるわけですが、七百五十円ずつ掛けた場合に、そのときは普通の年金しか出ないわけですが、老齢年金が六十五歳から出るわけ

ますから、これは平均余命で割りますと、それが平均余命だけ生きるといたしまして、平均余命だけ年金を受けれるといふことになると、元利合計たまつたところから老齢化になりますから、年金を支給するといつたときに、四千円という月額の年金を払わなければならぬということの御指摘があつたわけでございます。

○村田秀三君 またお前の表が違うなんて言われる」となりますか。

○説明員(瀬脇學君) 本人の掛け金ということになります。

○村田秀三君 そこで、わかりました。なかなかややこしいことをお伺いいたしまして恐縮でござりますが、経営移譲したくもできないという人がいるわけですね、いろいろな事情によって、経営移譲の条件というのは限定してある。だから諸種の事情というのはここで例示いたしませんけれども、経営移譲できない事情があった。協力しようとして被保険者になつた。なつたけれども経営移譲しなかつたものだから三百二十一円も影響されない、二百二十七円も影響されない、こういう組み立て方というものは、はたして私は農業者年金かどうかということを実は考えております。経営移譲する分に対する三分の一の補助、これは経営移譲したものに対しても適用しますということは理解できます。しかし掛け金に三百二十一円補助しますよと言つておきながら、いざ給付を受ける段階にはそれももいで、自分が掛けた分のみ、これを貯金しておって、利息を使って、そうしてあなた、六十五歳になつてから、毎月計画的にもらうのと変わりはないわけですから、老齢保障だから、そういう体裁のいいことばをこの部分については使えませんよ、はつきり言つて。そういう観点から、私は経営移譲の有無を問わず、支給されるとも三百二十一円を付加されたところの計算において給付額を算定してもいいではないかという考え方を持つておるわけです。もとと私は極端な考え方を持っているわけですが、しかしこの年金の形にしてお返しをすると、少なくとも銀行を年金の形にしてお返しをすると、少なくとも銀行に預けておいたのよりか不利な扱いに全くならない。さらにこれはこまかい話になりますが、六十五歳以降の老齢者年金に對しても、少なくとも三百二十一円を付加されたところの計算においては年金の形にしてお返しをすると、少なくとも三百二十一円を付加されたからこそ、利子が回るわけですが、利子が回るわけ

ますから経営移譲を促進するというある意味の政策的な要請を持つておる年金にもかかわらず、そのままですが、利子が回るわけ

ますから経営移譲を促進するというある意味の政

策的な要請を持つておる年金にもかかわらず、そ

うで、これは老齢者年金を策定すべきであるうと

いう考え方です。これはどうですか、農政局。

○政府委員(池田俊也君) この年金の仕組みにつきましてはいろいろ御意見はあります。と申しますのは、確かに先生の御指摘のように、経営移譲がいろいろな理由で非常にしにくいという方もあると思います

す。あると思ひますが、まあ一応事情が許すならば、経営移譲という機会はそれぞれの方が持つておるわけありますから、経営移譲がありました

場合には六十歳から厚生年金並みの水準の年金を支給いたします。さらに六十五歳からは国民年金の上積み分の支給をする。こういうことになつてい

るわけでございます。それで一方、経営移譲がで

きなかつた人に対しても、経営移譲を促進するといふ観点に非常に強い力点を置きますならば、こ

れはいわば経営移譲しなかつた人でございますか

りますと、これはたとえば二十年掛け金を積んだ

方には、それに對しては若干の不利な扱いはやむを得

りますけれども、しかし今回修正されました案によ

りますと、これはたとえば二十年掛け金を積んだ

方には、それに五分五厘程度の利子を加えたもの

になりますが、利子が回るわけ

ますから経営移譲を促進するといふ観点でござい

ます。でも、利子が回るわけ

ますから経営移譲を促進するといふ観点でござい

ます。これが見方にもよると思いますが、年金制度としてはかなり手厚いものではないだらうかと思いま

すけれども、これは、いまの年金制度の体系からい

たしますと、老齢年金については国民年金でカバーをするというのが大原則になつておりますから、その上積みに、さらに農業者だけ特別の国庫負担をつけるというのは、制度の仕組みとしては非常にむずかしいことに相なるわけでござります。

○村田秀三君 これは経営移譲しない場合というのを実は考えてみたわけです。そうすると、経営移譲を六十五歳以上になつてもしないのはどういうことかというと、これだけの制度をつくられて、なおかつ経営移譲をしないということは、これはやりたくない事があるということが一つ想定できると思う。というのは、たとえば子供らがみんななくなつたとか、孫はまだ十五、六歳といふようなこと。子供も孫もおらない。自分はここで、なつて土になるのだ、

〔理事亀井善彰君退席、委員長着席〕しかし経営移譲したからといって、一万八千幾らじやどうしようもない。だから、死ぬまで、やはり士になるまでここを耕さなければならないのだ

という、そういうこと、むしろ私はそういう例のほうが多いと思います。だとすれば、制度の根本的な趣旨からするならば、そのときにこそっと優遇して、ほんとうに農業を離れて暮らしが成り立つのだという状態にしてやることが、私は制

度の根本の考え方じやないか、実例を想定してみると、それがむごく扱うだらうからというのばかりであつたとしても、ごく一部ですよ、そういうことじやないですか。やはり経営移譲したいと思つて子供がむごく扱うだらうからといふ。やつぱり今まで計算の時期には、少なくとも掛け金の三百二十一円が影響する給付金が出せるように段階的に考えていくべきだと私は思いますが、これ

は農政局長、また大臣も今度来られてからも論議の経過聞いておられるわけでございますから、どうお考へになりますか、お伺いしておきます。

○政府委員(池田俊也君) 経営移譲がもう客観的に申しますか、物理的にできないような事情にあると申しますか、あるいは何かがしかで、そういう方におると私ども思うわけでございます。

○政府委員(池田俊也君) の所得、老後保障の施設があつてよるしいではなかろうかというふうに私どもは考

えているわけでございまして、單に農業者の場合に、そういう経営移譲ができるかない方につきまして、特に老後保障のための何がしかの措置をする

ことは、制度の仕組みとしては実は非常にむずかしいわけでございまして、今回は農業構造の改善に資する、そのための一つの具体的な手段といたしまして経営移譲を促進するということを取

り上げたわけでござりますから、どうもそういうふうなやり方ではなくかカバーできない問題であります。五年程度はやるけれども、それ以後はどうなるかわからない、そういう方が五年たちまして、周囲の事情が変わつて、そうしてまた農業を継続しなければならぬというような結果的

にずっと押していくまことに、わざわざ幅の大きなやうな方ではないかといふふうに私どもは考へるのはなかろうかというふうに私どもは考へるわけですが、おれはやっぱり土地を手放したらどうがいいと思います。だとすれば、制度の根本的な趣旨からするならば、そのときにこそっと優遇して、ほんとうに農業を離れて暮らしが成り立つのだという状態にしてやることが、私は制度の根本の考え方じやないか、実例を想定してみるわけですが、おれはやっぱり土地を手放したら

〔委員長退席 理事高橋雄之助君着席〕次に問題ですが、事務費ですが、この事務費は財政上どのように将来考へられて、そのときに質問することにいたしました。

○村田秀三君 いまの問題は、別途機会を改めて、その時期になりまつたならば、そのときに質問することにいたしました。

○政府委員(池田俊也君) 当然加入という制度をとつてゐるわけでござりますけれども、冒頭いろいろお話をございましたように、わりあいに幅の

ある運営を私どももいたしたい、こういう気持ちでこの当然加入者が基金から脱退をするという道を考へておるわけでござりますが、具体的には二つございまして、一つはその方が持つてゐる農地等にいろいろな事情が変わつてきただような場合、たとえば持つておられます農地が市街化区域に編入をされたといふことで、将来農業を継続するといふ

○政府委員(池田俊也君) それから年金受給資格の取得の条件ですが、この「廃止又は縮小」という表現、この縮小というのはどういうことをいいますか。政令事項になるんだと思いますが、その辺のこと

をひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(池田俊也君) これは後継者移譲の場合は直接関係ないわけでござりますけれども、第三者移譲をいたしますよな場合――全部を第三

者の方に土地を譲り渡すというようなことをやりました場合には、これは農業經營の廃止といふことになるわけでございますが、中には老後の生活の楽しみといふようなことで、若干はやはり畠を

持ちたいというような方もあるわけでございます。また日常生活のための菜園等を持ちたいと

田代三郎　そうしますと、いらぐら政令に依る
た廢止と、こういう意味でございます。

○政府委員(池田俊也君) 大体私どもが自留地の規模として考えておりますのは、一般的には十アール程度でよろしいのではないかろうか。ただ十アールといふのは、いかにも狹過ぎるという御意見もあり得ると思いますので、そういうような方につきましては最高二十アールぐらいは一応考へてもいいのではないかどうかという気持ちを持つておるわけでございます。いずれにいたしましても、そういうことで自留地を持ちます場合には、これは私どもはやはり從來の農家、いわゆる農家の定義には大体該当するということになりますので、農業者年金制度の上からいうともう大体農業をやめたという考え方でございますけれども、一般的な扱いとしてはなお農家として取り扱われる可能性が、そういう場合には非常に多かろうと思う。特に農協の組合員資格というのはいろいろ

いろいろ例はございますが、一般的には大体十アル
ド切っておる例が非常に多いわけでございますの
で、そういうような点からいきますと、農協の正
組合員としての資格を持つ場合がほとんどであろ
う。多少制度として矛盾のような感じもいたしま
すけれども、やはり目的が違うわけでございます
から、私どもはそれでもやむを得ないんではなか
ろうかというふうに考えております。
○村田秀三君 それからもう一つ、具体的にこれ
をお伺いするわけであります、これは農協法の
審議の際にも触れておるわけであります。が確認を
してみたいと思います。
農協に委託をした場合は、これはどうなるんで
ござりますか、これは普通の賃貸借とか経営移譲
とは若干違うようでありますから、それをどうす
るか。

いろいろ例はございますが、一般的には大体十アールで切つておる例が非常に多いわけでございますのうで、そういうような点からいきますと、農協の正組合員としての資格を持つ場合がほとんどであらう。多少制度として矛盾のような感じもいたしませけれども、やはり目的が違うわけでございますから、私はもはそれでやむを得ないんではなかろうかといふうに考えております。

○村田秀三君 それからもう一つ、具体的にこれをお伺いするわけでありますべく、これは農協法の審議の際にも触れておるわけでありますべく確認をしてみたいたいと思います。

農協に委託をした場合は、これはどうなるんでござりますか、これは普通の賃貸借とか経営移譲とは若干違うようありますから、それをどうなしてみたいたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) いまお話しのようだ、年金法上の扱いといたしましては支給停止という措置になるわけでございますが、私どもも理屈から申しますと、そういう事例が全くないとは申せないと思うわけでございますが、かりにあるといたしましても、そういう事例はきわめてわずかでないだろうか。十年程度もう農業から離れておられます場合に、また再び還流をして、從来農協に委託しておりますもの返してもらいまして農業をやるという時代は、絶無とは申せませんが、あまり大体考えなくてもよろしいのではなかろうかというふうに考えております。

○村田秀三君 では、次の問題に移ります。
離農給付事業ですが、一つは、十年間に限定をした理由であります。十年間に大体構造政策のめどがつくとかなんとか、何か意図があるのかどうか。区切りがいいから十年としたのかどうか。何も十年にする必要がないような気が実はするわけです。その理由をひとつお伺いします。

○政府委員(池田俊也君) これは、年金制度との一つの関係があるわけでございまして、一方におきまして、年金制度を補完するという性格を持つておるわけでござります。年金は、先ほども申したわけでございますが、その効果が発現いたします場合には時間がかかるわけで、經營移譲の場合、一番早くても五年以降というわけでござりますから、その間かなり農業事情も変わってくるわけでござりますので、私どもは、年金の支給が始まるまでは休業というわけにはまいらぬというふうに考えておりまして、この離農給付金制度といふものを併用してまいりたいと考えてございますが、その時期としては、一つの考え方としては、五年とするまでは休業というわけにはまいらぬというふうに考えておりまして、この離農給付金制度といふのを併用してまいりたい考えでございますが、いいますか、期限を設けないという考え方もあり得るわけでございますが、しかしやはり、こういう制度をやる以上、一つの目標期間を定めました

ほうがその効果を集約的に発現をするという点か
らいいましていいのではないだろかということ
が一つありますことと、それからやはり、今後十
年間にかなりいろいろ農業事情が変化をいたしま
す。これは農業事情だけではなくして、農業界の事
情もかなり変化をいたしまして、特に第二次産
業、第三次産業の高度成長によりまして、それに
対する労働力の吸収という事態もかなり強く出て
くると考えられますので、大体十年間を一応の目
標期間に置きまして、その中で、離農する意思の
ある方については計画的にそういう離農をしてい
ただく、それを御援助するというようなことが制
度としては一番いいのはなからうか。こういう
ような経過でございます。

ほうがその効果を集約的に発現をするという点からいいましていいのではないかだらうかということが一つありますことと、それからやはり、今後十一年間にかなりいろいろ農業事情が変化をいたします。これは農業事情だけではなくて、農業界の事情もかなり変化をいたしまして、特に第二次産業、第三次産業の高度成長によりまして、それに対する労働力の吸収という事態もかなり強くて出でくると考えられますので、大体十年間を一応の目標期間に置きまして、その中で、離農する意思のある方については計画的にそういう離農をしていただく、それを御援助するというようなことが制度としては一番いいのではなかろうか。こういうような経過でございます。

○村田秀三君 大体趣旨はわかりました。これは別に質問する点と関連いたしますからあとに譲ります。

そこで、被保険者が中途で離農する場合は脱退一時金、それが、「九年以上一〇年未満」では十一万円支給されるわけです。それから、被保険者になり得ない者、つまり五十五歳以上、五ヘクタール以上は三十五万、離農給付金。それ以下、その他の者はこれは十五万と、こうなつておるわけですね。そうしますと、被保険者で積み立て金を積み立てておった方々がわざか十一万で、同じ離農で、被保険者にならないで、一銭も積み立てておらない者が十五万円支給を受けるという、そういうことになるのだらうと思います。間違いであれば御指摘をいただきたいと思いますけれども、私はそうだと聞かされておるし、また文書面からもそう見ておる。そうすると、だいぶこれは不合理があるのじやないかという気がいたします。したがってこれは、被保険者に対して併給してもよろしいじやないかということが一つ。

次の問題といたしましては、バランスのとれるように手直しをしてはどうか。こういう問題になりますが、ひとつお答えをいただきたいたいと思います。

た問題は実は非常にむずかしい問題で、私ども政府部内で検討いたしましたときにもいろんな議論があつたところでございます。ただ私ども、いま基本的な考え方として考えておりますのは、農業者年金の加入者という方は、これは将来とも農業経営を継続するという一応前提で年金に入っています。ただくといふのが基礎的な考え方であらうと思います。ござりますので、そういう方は原則的には継続をしてまいる。何がしかの理由がありまして途中脱退する方もござりますので、そういう方に対しても脱退一時金というような制度も設けておるわけでございますけれども、一方離農給付金といふのは、離農したいという方の援助をするというものであり、ある意味の奨励金でございます。そうするとその併給というのを考へます。おるとその併給するよな奨励金を併給するというのは、制度としていささか自己矛盾に入つていただけで、それに対してかかるべく国庫の助成もするということになつてゐるのに、その方が離農することを奨励するよな奨励金を併給するといふのは、制度としていささか自己矛盾なのではないだらうか。こういふ考え方があるわけでございます。片一方は掛け金を出しているのに、むしろ掛け金を出してない人よりか少ないということは、確かにそのとおりでございますけれども、バランス論から申しますと、いまの、要するに農業者年金に入つておられる方は、これは将来とも農業経営を継続して、そしてしかるべき時期に經營移譲をいたしますならば、これは相当多額の給付を受けられるわけでございますから、これが離農給付金を出すといふのは、確かに離農給付金十十五万と三十万でぶつ切る。これは全く純粹な意味の援助であるということですね。だからこれは、補完する云々ということになります。

○村田秀三君 いまのお話を伺ひして、いかにも何か矛盾があるよな気がするので、いかにも何がしかの理由があります。というのは、最初は、十年間にいたしました理由というのは、制度を実際に運営をされます期間、十年間——五年と五年で十年でありますけれども、それを補完する意味を持つておると、こういう説明がありましたね。この十年間に切つた理由というのは、そうすると、補完する意味といふことは、それなりに矛盾があると思うのです。だから、ここでやはり矛盾があると思うのです。だから、補完をするということであるならば、つまり、離農給付金事業といふのはこれは離農の援助、補助の意味が強いのだと、こういうことです。だからこれは、補完する云々ということになります。

○政府委員(池田俊也君) これは非常にむずかしい新しい手法といふものがあるじやないか。これは将来とも農業経営を継続して、そしてしかるべき時期に經營移譲をいたしますならば、これは相当多額の給付を受けられるわけでございますから、そこに十分、何といいますか、保護の可能性を持つておるわけでございます。その保護の潜在的な権利といふものを放棄して、途中で離農された方でございますので、その方に、さつき申し上げましたような趣旨で併給をするといふのは、いろいろな問題があるのでないかということで、現在は併給といふ考え方をしておらないわけでございますが、ただ、脱退一時金といふのは、三年以上提出をした方でございますので、三年未満の方は脱退一時金もないわけでございます。これは、

制度として、脱退一時金の支給をしない方に離農給付金を支給しないといふのはいかにもこれは不利益でございますので、そういう三年未満の方につきましては離農給付金の支給をするという方法でございます。基本的には、そういう考え方でございま

す。

○村田秀三君 いま申し上げましたように

制度として、脱退一時金の支給をしない方に離農給付金を支給しないといふのはいかにもこれは不利益でございますので、そういう三年未満の方につきましては離農給付金の支給をするという方法でございます。基本的には、そういう考え方でございま

す。

○政府委員(池田俊也君) これは非常にむずかしいところでございまして、先生のよな御議論も私ども当然あると思うわけで、農林省の部内で実は検討いたしたときにもいろいろ議論があつたわ

けでございます。ただ私どもが考えておりますのは、かつまたそういうことを一応予定いたしてお

りますのは、いま農業者年金の加入者といふのは二百万戸の農家を予定いたしてあるわけであります。

○村田秀三君 議論のあるところでしょうが、ひ

とつ検討をして、いたくとすることにしておきました

いと存ります。とりわけいわゆる制度発足いたしまして五年そうしてまた五年、十年間といふもの

は、これはもうこの制度自体は目的は明らかなかつたのですからね、他の年金とは違うわけですから。

だとすれば、この空間を埋める一つの手法、手だてというものが当然考えられていいと思うのです

ね。社会党の案、これは衆議院で否決になりましたけれども、あれにはやはり空間を埋めるため

に、月千五百円、年間一万八千円の福祉年金といふものを置いてあるわけです。だからそういうこ

とでひとつ検討をしていただきたい。何も社会党の案によつてほしといつもりではございませんけれども、この空間を埋めることができ

の目的を達成する一つのポイントでもあります、こうは見ているわけでありますから、真剣に検討していただきたい、こう思うのです。

それと、こましい問題であります、離農給付金は支給の対象でありますから、所有地を移転する場合、これは転用はもちろん対象になるわけですが、第三者移転ではだめなわけですか、たとえば他の農家に農地として売って離農する。私ども聞く限りでは、農地保有合理化法人であるとか、あるいは基金とかいう何か対象を固定しているよう聞いておるわけであります、それはそうであるかどうか、一点。

それからもう一つ、所有農地だけを対象にするのか、使用収益権を設定されているものの移転、そういうものも含むのかどうか、この点をひとつお伺いしたい。

○政府委員(池田俊也君) これは経過的にはいろいろ考え方があつたわけでございますが、現在の考え方といたしましては、必ずしも合理化法人に譲渡した場合というようなことに限らないで、他の第三者の方に、もちろんそれは合理化法人でござりますとか生産法人でもよろしいわけでござりますが、一般の農家に譲渡した場合でもよろしいというわけでございます。

それから後段の御質問につきましては、たとえばこれは所有権——所有にかかる農地等の移転、こういうことでございますので、たとえば賃借権等の設定と、こういうようなことでは一応これに該当しないわけでございます。その基礎的な考え方といたしましては、国が全額負担をいたしまして、こういう給付をいたしますというねらいは、やはり離農をしたいというような意思を持っている方を援助する、そしてその人の持つておられます土地が農地保有の合理化に役立つ、具体的にはたとえば経営規模に結びつくというような趣旨で支出をいたすわけでございますので、そういうふうな考え方からいま申し上げましたような措置をするのが一応考え方としては常識的な扱いではないだろうかということです。そういうことに相

なつておるわけでございます。

○村田秀三君 次に、基金の経営といいますか、運営といいますか、農地の売買、保険事業、すべて経理区分を明確にするということでありますか合、これは転用はもちろん対象になるわけですが、第三者移転ではだめなわけですか、たとえば他の農家に農地として売って離農する。私ども聞く限りでは、農地保有合理化法人であるとか、あるいは基金とかいう何か対象を固定しているよう聞いておるわけであります、それはそうであるかどうか、一点。

それからもう一つ、所有農地だけを対象にするのか、使用収益権を設定されているものの移転、そういうものも含むのかどうか、この点をひとつお伺いしたい。

○政府委員(池田俊也君) これは経過的にはいろいろ考え方があつたわけでございますが、現在の考え方といたしましては、必ずしも合理化法人に譲渡した場合というようなことに限らないで、他の第三者の方に、もちろんそれは合理化法人でござりますとか生産法人でもよろしいわけでござりますが、一般の農家に譲渡した場合でもよろしいというわけでございます。

それから後段の御質問につきましては、たとえばこれは所有権——所有にかかる農地等の移転、こういうことでございますので、たとえば賃借権等の設定と、こういうようなことでは一応これに該当しないわけでございます。その基礎的な考え方といたしましては、国が全額負担をいたしまして、こういう給付をいたしますというねらいは、やはり離農をしたいというような意思を持っている方を援助する、そしてその人の持つておられます土地が農地保有の合理化に役立つ、具体的にはたとえば経営規模に結びつくというような趣旨で支出をいたすわけでございますので、そういうふうな考え方からいま申し上げましたような措置をするのが一応考え方としては常識的な扱いではないだろうかということです。そういうことに相

すから、そういう限りにおいてはあまりうるさいことを言わないで、すべて買入れるといい、一方ではこれは基金の積み立て金を使いまして、

その一つの運用という形になるわけでございますから、そういう点から言うと、安全、確実と、こういうことになるわけでございまして、利子の点につきましては、先ほど申し上げましたように思いますが、それからすと売れないという場所もある。あるいは買入れるかもしれない。もしも、同僚委員からも同じような質問があったように思いますけれども、利息もこれはつくわけですね、買入れたからすぐに売れる。あるいは買入れるかもしれない。もしも、離農をしたいけれども、あの土地は売れそうもないから基金は買入れますなどというようなことがあつたのでは、これは一般の土地会社も買わないわけですから、私はそんなことを言うはずはあるまいと、こう思いますけれども、いざれにいたしましても、とにかく不良農地というとちょっとと言ひ過ぎかも知れませんけれども、少なくとも基金に売り渡したい、売りたいというような農地というのは、まあどういうところかという一応の想定はつくような気がいたしますね。そういたしますと、やはり買入めるということになら、利息はとられるは、経営は動きがとれない、そうしてこの損害のいわゆる責任をだれが負うかという気になると、まあ保険料、保険事業益金、事業ではだいぶこれは計画的にいつておるけれども、しかし土地のほうはどうも思わしくないという状態のときに、その赤を埋めるのは、こちらからさつと持つてくるわけには

農業が相当盛んに行なわれるような地域に限ると、いふことで農業振興地域を原則としているわけでござります。それから当然その買いました土地が農地保有の合理化に役立つということを目標に買うわけでござりますから、そういう可能性がないような土地について買うというのははたしていかがなものかと、こういうことでござりますので、いろんな事情変更はあると思いますが、原則的には私どもは基金が持ち込みになります、その際には補償を考えなければならないような土地を買わなければならぬようなことになることはありますけれども、やはり好ましいことではない。そういうような買い方はしないように指導いたしたい、こういう考え方でございます。

○村田秀三君 考え方としては若干問題があるわけですが、私の気持ちいたしますと、しかし時間がありませんから別の機会にまた譲ります。

そこで保険料積み立て金の運用、これは先ほど中村委員も述べたのでありますけれども、福祉事業に使うということも一応言われているようですが、それが責任を持つのか。国がその責任を持とうとするのか。一定の期間売れないというような、そういう農地は国が買入れるのか。そういう点についてもやはりこの際明らかにしておいたほうがよろしいのではないかと思います。

○政府委員(池田俊也君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、一つは私どもはいま先生御指摘のような離農をしやすくするようになりますが、いま保育所も託児所も福祉事業の一つであると思いますけれども、公民館、水道事業、新しい村づくりのための環境整備、これは市町村が、運営といいますか、農地の売買、保険事業、すべての売買事業ですね、買入れたからすぐに売れるというものではないと思う。そうすると、先ほどいう点につきましては、先ほど申し上げましたように思いますが、それからすと賣れないでしまうという場所もありますけれども、利息もこれはつくわけですね、買入れたからすぐに売れる。あるいは買入れるかもしれない。もしも、離農を希望する方からの申し出があれば子補給をいたす考えでございます。いずれにいたしましても、その二つの要請を同時に考えて処理しなければならないわけで、そういうことから私につきましては、先ほど申し上げましたように利子補給をいたす考えでございます。いずれにいたしましたが、主としてはやはり農村の問題に集中して金部の中に入つて、大ワクとしてはそれにこたえらなければなりません。それでほしい、こういう気持ちがあるわけで、そういうことから私どもは離農を希望する方にはまらないのです。それらについてひとつ見解をいただいて、同時に、関連をいたしますのでこの際お伺いいたしますけれども、審査会の設置がござります。それらについてひとつ見解をいただいて、同時に、審査会の設置がござります。これには相当権限が付与されるのではないかと思いませんけれども、この構成であるとか、あるいは社会保障制度審議会、国民年金審議会等との関係についてひとつお伺いをいたしたいと思います。これには相当権限が付与されるのではないかと思いませんけれども、この構成であるとか、あるいは社会保障制度審議会、国民年金審議会等との関係についてひとつお伺いをいたしたいと思います。つまりこの農業者年金制度は、厚生省、農林省が提案をつくって厚生大臣が、国民年金審議会は一部の答申を出しましたけれども、それは社会保障制度審議会のほうにいっているんじゃないのかと思いません。事実どういう今までの経過がありますかわかりませんが、大体年金制度は、そういう経過が大体常態としてとられているようを感じます。したがつてこの審査会というのは保険料もつき、財政計画もきめる、財政計画の変更も全部やるのじゃないかという、実は私はそう感じたわけですが、その理解で間違いないかという点についてお伺いをいたします。問題は二つあります。

○政府委員(池田俊也君) 前段の福祉事業でございますが、私どもは先ほどちょっと申し上げましたように、たとえば休養施設の設置をするというようなことを、当面頭に描いているわけでござりますが、いまの御提案は、範囲を広くして、農村の環境整備も対象に考えたらしいのではないだろ

性格がございまして、積み立て金の有利な運用を確保するという趣旨がございますので、そういうような条件を満たすということござりますと、農村の環境整備という点にこの資金を充當するというのはなかなか困難があるのでござらうかという感じがいたします。この問題につきましては、今後の問題でござりますので、私ども也非常に狭く限るつもりは現在持つておりますけれども、具体的にどういうふうな事業がよろしいか、これはひとつ関係の方の御意見も伺いまして、省令もいろいろ検討してみたいと考えております。

なお後段の審査会といふお話をございますが、この法律によります審査会は、これはいろいろな不服の審査等の機関でござりますので、実際に年金の事業運営なりあるいは事業計画といふようなものに参画をいたすことはあまりないわけでございます。

むしろその点からは評議員会といふものが、これは理事長の諮問機関でござりますけれども、基金の運営に関する重要な事項を調査審議す

ることはありませんね。年金的政策では、今後の問題でござりますので、私ども也非常に狭く限るつもりは現在持つておりますけれども、具体的にどういうふうな事業がよろしいか、これはひとつ関係の方の御意見も伺いまして、省令もいろいろ検討してみたいと考えております。

なお後段の審査会といふお話をございますが、この法律によります審査会は、これはいろいろな不不服の審査等の機関でござりますので、実際に年金の事業運営なりあるいは事業計画といふようなものに参画をいたすことはあまりないわけでございます。

むしろその点からは評議員会といふものが、これは理事長の諮問機関でござりますけれども、基金の運営に関する重要な事項を調査審議する、こういうことになつておりますので、私どもはむしろいま先生がおっしゃられたような趣旨から申しますと、評議員会を活用するというのがよろしいのではないかというふうに考えておりますが、ございますが、この構成につきましては私ども

はやはり第一義的には加入者の代表というふうなことを考えておりまつてござりますが、同時に関係の学識経験者と申しましても非常に狭く解釈をしているわけではございませんで、広く農業団体等の関係の方でござりますとか、そういうような方も広く加えまして、妥当な構成をいたしまして、実際上基金の運営についての最高の相談の機関にしたい、こういうつもりでございます。

○村田秀三君 いろいろあるわけですが、時間がありませんから私は終了いたしましたけれども、最後に大臣にお伺いしてみたいと思うのですが、これは五年目、五年目に再計算、再計画をすることになるわけですから、あまり将来の政策をいま申し上げると、ちょっとあるいはびん

とこないと思うのですが、この年金は政策年金であります。それは希薄になると思うのです。そのとおりであります。そうすると、その政策目標というものは一定の時期がまいりますならば、これは消滅するという言い方はどうか知りませんけれども、非常にこれは希薄になると思うのです。そのとおりであります。そうすると、その政策目標としてこれを重視しておるのか、あるいは基金の運用という面にこの際の展望として、どうこれは展開していくのであらうかという疑問をいまから持つておるのであります。むしろになりますか、ひとつ大臣からお聞きしたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) この制度は農業者の老後安定及び福祉の向上に資するということ、

先ほど来お話をございました経営移譲を促進いたすことによりまして農業経営の近代化をはかつてまいりたいと、そういうことを目的としておるのあります。が、農業経営の近代化がだんだん進み、三十人でございますが、この構成につきましては私どもではございませんで、将来とも農業構造改善のこれからいろいろな客觀情勢の変遷に伴つて、農業構造の改善においても各段階において対応していく必要がありますが、農業経営の近代化がだんだん進み、また農地保有の合理化が単に当面の短期的な要請ではございませんで、将來とも農業構造改善のこれからのいろいろな立場から、農業構造の改善においても各段階において対応していく必要がありますが、農業経営の近代化がだんだん進みます。したがつて、農業者年金制度の性格は変わらないものではないか、このようないろいろな条件がござりますけれども、そういう条件を満たした上で使うという方向で考えていいのではございませんで、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度

を付与する必要は私ではないんじやないか。そういうことのほうが混亂をして、保有の合理化ということが結局うまくいかないような結果になるのであるからどうかという立場で御質問をいたしましたが、いかがですか。

○政府委員(池田俊也君) これは私どもは端的に申し上げまして、基金の運用の一分野ということでお農地保有を考えたということは必ずしもないわけでございます。むしろ農業構造を改善をするというその一つの分野を担当するのが農業者年金であります。が、農業経営の近代化がだんだん進みます。したがつて、農業者年金はいわば単独だけではなくなかなその成果があがらない。他のいろいろな諸制度と結びつけまして、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度というのは、単に年金の支出をするだけではなくて、いろいろな面からの施策を講じまして、農業構造の改善に結びつけていく、こういう基礎的な考え方方がござりますので、むしろ農業者年金制度

を付与する必要は私ではないんじやないか。そういうことのほうが混乱をして、保有の合理化ということが結局うまくいかないような結果になるのであるからどうかという立場で御質問をいたしましたが、いかがですか。

○中村波男君 もう時間がありませんから深い議論はいたしませんが、私が申し上げるのは、農地

を取得する資金を、この基金の一部をこの運用面

で低利で長期に貸すというようなそういう事業は

大きいにやるべきだと思います。

そこで私が追及をいたしました一番問題点とい

うのは経営移譲を促進する、それが基金の大きな目的であります。が、農業の近代化といふことを考

えます場合に、やはりその地域における農協なり

あるいは農業委員会等で合理的な計画を立て、そ

うして共同経営、機械化、経営規模の拡大とい

うような、そういう一定の方針に基づいて農地の

保有合理化をはかつていなければ、私は効果が

あらわれないのでないか。そこでいま指摘した

ように三つの組織団体で同じような事業をやる

うような、そういう必要は毛頭とは言いません

けれども、少ないのではないか。したがつて、こ

ういう条文が入られても、今後農林省として指導

監督される立場では、こういう点にあまり重点を

置く指導というのは、やはり避けられたほうが多いのではないか。こういう立場で意見を申し上げて、一応質問を終わります。

○委員長(園田清充君) 本会議が開会いたします

ので、この間休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後五時二十六分開会

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

理事の辞任についておはかりいたします。

北村暢君から文書をもつて都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(園田清充君) 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

本案は午前の審査で質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと想定されると認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。

本案は午前の審査で質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと想定されると認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の手を願います。

それではこれより採決に入ります。

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。

政府は、本法の施行にあたって、左記事項に

留意し、運用に万全を期すべきである。

記

一、米穀の輸出が当面の需給対策上有効な方途であること。

であることにかんがみ、積極的に米穀の輸出を進めること。

二、本法第一項第一号および第二号の政令で定める利率については、本法による米穀の輸出を積極的に促進する見地から、海外における類似の制度等を勘案し、実効性のあるものとするよう配慮すること。

三、K・R食糧援助等の実施にあたっては、極力、日本米をあてるよう努力すること。

以上であります。

○委員長(園田清充君) お詫びいたします。

高橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) お詫びいたします。

高橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) お詫びいたします。

高橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は前回で質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

達田君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

分の二十に引き上げ、さらに整理資源に対する国庫補助の増額を来年度を中途に実現を図ること。

二、年金ストライド原則の発動基準等について、既裁定年金について、生活保障の趣旨に照らし、その最低保障額を新法の水準まで引き上げるよう改善し、とくに二十年未満の遺族年金の最も低保障額を引き上げる措置を講ずること。

三、旧法の平均標準給与の仮定年額の最高限度額について、実質的完全通算措置の趣旨にのつとり、その改善に努めること。

四、本法の対象団体の範囲については、制度の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

達田君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(園田清充君) 全会一致と認めます。

う決定いたします。

○委員長(園田清充君) 次に、農業者年金基金法案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 たいへん時間が経過しておりますから、本日は經營移譲と税制、さらに業務委託の範囲等についてお尋ねをいたしたいと思うわけであります。

農地または採草放牧地につきましては、租税特別措置法第七十条の四によつて、いわゆる農業用資産の一括贈与の場合には、贈与した者が死亡したときまで贈与税の延納が認められることになつてゐるのであります。したがつて經營移譲に伴う一番大きな税法上の問題は、この規定によつて救われると考えますけれども、しかしながら、農地と採草放牧地については納期限が延長されるけれども、果樹、家畜、農業用機械、農業用建物については延納が認められないであります。したがつて、おのずから贈与された農地等を転用し、もしくは第三者に譲渡した場合には納期限の延長措置が停止される。あるいは転用のあるは離農する場合は当然でありますけれども、農業生産法人に土地を提供する場合も該当するのであります。そういうようなことを考えますと、その是正を何らかの方法で措置する必要があるんじやないかというふうに考へるのであります。問題を二つにしほつて、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) ただいま御指摘があつたわけでござりますが、農地等につきましては、これは生前一括贈与の制度の適用が原則的にはあるわけでござります。もちろん租税特別措置法は限時法でござりますから、この期限の延長を考慮しなければ適用にはならないわけでございますけれども、これは方向といつてしましては私どもはそういう方向でいき得るというように考へております。また、そういう方向で財政、税務当局とも協議をして、そういう方向を実現したい、こういう

気持ちでござります。

で、お話をありました農地以外の農業用資産の問題でござりますけれども、これは現在の税制のたてまえからいたしましたと、同じような方式を適用することは、税制の面から見ますと非常に困難でございます。ただ実質的な問題といたしまして、私どもはやはり土地だけではなくて、そういう農業用資産につきましても直ちに贈与税を適用するということではなしに、何がしかの実態に即した取り扱いをいたすことが望ましいわけでござりますので、そういう点につきましては、税務当局とも十分相談をいたしまして、農地に関します生前一括贈与と実質的に近い何がしかの扱いにつきましてくあうをいたしてみたいという考え方を持っております。この点につきましては、今後税務当局ともよく相談をしてまいりたいと思います。

○中村波男君 大体了解いたしましたけれども、いま私が指摘いたしましたように、農地等の相続税、贈与税の関係で租税の特別措置が行なわれるこことになつておりますが、もちろん时限立法でありますから、大蔵当局とも具体的にお話しいただいて、延長をせひしてもらいたいということが第一点と、実際問題として手続がかなりめんどりありますから、大蔵当局とも具体的にお話しいただいておりますから、大蔵当局とともに具体的にお話しいただいておりますが、さらにもう少し徹底した措置をとるということがありますと、これは、この法案が成立をいたしました段階におきまして、四十六年の税制改正の問題として私どもが税務当局と相談をいたすということに予定しておるわけでございます。いま申し上げましたように、当面は一時所得という扱いにするということが考えられておりますけれども、必要がござりますならば、さらにもう少し抜本的な税制改正を行ないたいとさらにふうに考えております。

○中村波男君 次は業務の委託の問題であります。が、「二十二条によりまして、業務の一部を「市町村」、「農業協同組合」、「前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する者」に委託することができるという規定がありますが、ここでお尋ねをいたしておきたいのは、具体的にこの第一号から第三号まである団体にどのように業務を委託される考へがあるのかどうか、具体的に御説明をいただきたいと思うわけです。

○政府委員(池田俊也君) これは市町村なり、あるいは農協その他ござりますけれども、そういう団体に基金の業務の一部を委託したいということでお聞きまして、具体的にそれぞれの団体の意向でございまして、具体的にそれぞの団体の意向でございまして、御相談をした上できめたいといふことでございますが、一般的な考え方から申し

いてはどのようにお考へでありますか、お尋ねいたします。

○政府委員(池田俊也君) 離農給付金の非課税の措置でござりますけれども、これは私どもは税務当局ともいろいろ相談をいたしておるわけでござりますが、現在におきます考え方といたしましては、一時所得という扱いをいたすことが適當ではないだろうか。一時所得ということでござりますと、現在特別控除の金額が三十万円でございます。ただし大部分はカバーされるわけでござります。ただ離農給付金は、御存じのように三十五万円というのがございませんで、若干カバーできない部分もございますが、実質的にはほぼカバーできるのではないかだろうか。ただ現行法ではそういうことございますが、さらにもう少し徹底した措置をとるということがありますと、これは、この法案が成立をいたしました段階におきまして、四十六年の税制改正の問題として私どもが税務当局と相談をいたすということに予定しておるわけでございます。いま申し上げましたように、当面は一時所得という扱いにするということが考えられておりますけれども、必要がござりますならば、さらにもう少し抜本的な税制改正を行ないたいとさらにふうに考えております。

○中村波男君 いま局長から御答弁をいたしました。意外にいたしましても、よく現地におきます事情を聞きまして、そういうような事務につきまして委託をいたしたい考へでございます。

○中村波男君 いま局長から御答弁をいたしました。意外にいたしましても、よく現地におきます事務では責任が持てない。そういう意味で難色を示されておつた。こういうふうに新聞等から聞いてきたがつて農協では、このよだな農業者年金の内容では責任が持てない。そういう意味で難色を示されておつた。おそれておつた。こういふふうに新聞等から聞いておるわけですが、まだそういう点について非公式ではありません。されども、農協等との具体的な話し合いと言ひますか、打診というようなことはなされておらないわけですか。

ざいますから、相手方の団体が了承をいたしませんと、もちろん合意がありませんと委託ができないわけでございますので、私どもは、事業の性格から言いますならば、やはり掛け金の徴収でござりますとか、あるいは給付等の関係では、現実に信用事業をやっております農協でございますから、一番それがふさわしいのではなかろうかという考え方を現在も持つておるわけでございます。

ただ、いろんな事情で、ちょっと引き受けにくいといふものにつきまして、これはどうしても農協以外に考えないの、農協に必ずやつていただきたいといふうのところではちょっと申し上げたくいものでございますから、そういうよく農協等の御意向も聞きまして、でき得れば、農協にやつていただくのがよろしいと私ども思いますが、これはもう農協以外は全部考えない。農協が全部やるのでございますが、現実にやつてもらうのところでも多少いやがる単協にも無理にやつてもらうのつけるという気持ちは必ずしもございませんので、今後十分そういうことを含みにして相談ないたしたい考えでございます。

○中村波男君 衆議院の年金に関する審議の議事録を見ておりませんけれども、新聞で見たところによりますと、池田農政局長は、農協にその滞納等までやらせるのかという質問に対し、滞納等の業務は市町村にやつてもらう。こういう答弁をなすたというふうな記事があるわけであります

が、いまのお話を聞いておりますと、個別とはいかないにしても、農協でやつてもらえるところは農協でやつてもらう。農協でやつてもらえない場合は市町村でやつてもらう。こういふようななあれば、制度を立案いたします段階で農協等の御意向をも聞きまして、いろいろ予算編成等にも相談をしてまいりおるわけでございます。もちろんこれにつきましても、おるわけでございます。

○中村波男君 そうしますと、いまの段階では非公式ではありますするけれども、農協がこれを給付あるいは掛け金の徴収等の業務を引き受けているといふ話し合いがついておらない。したがつて、さらには全国的に統一してやつてもらうという方針のものでありますので、そういうふうに現在は考えておるわけでございます。

○中村波男君 それは末端農協にお願いをいたしましたから、私はその全中がすることです。いろいろの単位農協の意向を伺っているのは、全中というようになります。いろいろの単位農協の意向をそのままきめるという筋のものではございませんので、具体的には単位農協の御意向も十分相談をするということになることになります。

○政府委員(池田俊也君) いまあげになりましたのは、滞納処分のお話もあつたようですが、これは農協にお願いするのでございませんで、七十三条以下に規定がございません。なぜ農協が行なうほうが掛け金を集めたり給付をするのに市町村の業務よりはいろいろな面でよろしいという価値判断ですね、もう少し具体的に御説明いただけませんか。

○政府委員(池田俊也君) 確かに市町村にお願いするという考え方も、私一つの有力な考え方としてあります。それは、これは筋が通らぬであります。これは公的年金だから基金を設けてやるということにして、徴収したものは農業協同組合等が運営するということにつけために今後政府としては給付とか、掛け金の徴収のほうも、これは筋が通らぬであります。やはり国民年金と同様の形で運営されるんですから、国民年金の掛け金の徴収は農協には責任はないんですけれども、特に農協ということを考えたわけでござりますけれども、いろいろな事情があるようでございますけれども、いろいろな事情があるようでございます。

○北村陽君 関連。その点非常に便宜主義であると思うんですよ。これは公的年金だから基金を設けてやるということにして、徴収したものは農業協同組合等が運営するということにつけために今後折衝をされるのか、その点はどうなんですか。

○北村陽君 関連。その点非常に便宜主義である

ことになりますが、私はその全中がすることになります。いろいろ上部機関等におきましてこれを集約するというようなことの、そういう点の便宜もござりますので、できればやはり単協にお願いをすれば保有しておる預金が減少すると、もちろん掛け金の徴収といふこともあるとは思いますが、どちらかといふうのところではござりますけれども、一方から言えば給付が始まりますすれば農協が基金

が、いまのお話を聞いておりますと、個別とはいかないにしても、農協でやつてもらえるところは農協でやつてもらう。農協でやつてもらえない場合は市町村でやつてもらう。こういふようななあれば、制度を立案いたします段階で農協等の御意向をも聞きまして、いろいろ予算編成等にも相談をしてまいりおるわけでございます。もちろんこれにつきましては、おるわけでございます。

○中村波男君 そうしますと、いまの段階では非公式ではありますするけれども、農協がこれを給付あるいは掛け金の徴収等の業務を引き受けているといふ話し合いがついておらない。したがつて、さらには全国的に統一してやつてもらうという方針のものでありますので、そういうふうに現在は考えておるわけでございます。

○中村波男君 それは末端農協にお願いをいたしましたから、私はその全中がすることです。いろいろの単位農協の意向をそのままきめるという筋のものではございませんで、七十三条以下に規定がございません。なぜ農協が行なうほうが掛け金を集めたり給付をするのに市町村の業務よりはいろいろな面でよろしいという価値判断ですね、もう少し具体的に御説明いただけませんか。

○政府委員(池田俊也君) 確かに市町村にお願いするという考え方も、私一つの有力な考え方としてあります。それは、これは筋が通らぬであります。これは公的年金だから基金を設けてやるということにして、徴収したものは農業協同組合等が運営するということにつけために今後政府としては給付とか、掛け金の徴収のほうも、これは筋が通らぬであります。やはり国民年金と同様の形で運営されるんですから、国民年金の掛け金の徴収は農協には責任はないんですけれども、特に農協ということを考えたわけでござりますけれども、いろいろな事情があるようでございます。

○北村陽君 関連。その点非常に便宜主義であると思うんですよ。これは公的年金だから基金を設けてやるということにして、徴収したものは農業協同組合等が運営するということにつけために今後折衝をされるのか、その点はどうなんですか。

○北村陽君 関連。その点非常に便宜主義である

任を持つのはあたりまえです。その委託をするということは、もう農民のためだから、こういうことをもしなければなりません。あまりにも便宜主義過ぎる。そのため農協としてもこの問題については相当異見があるわけですよね。ですからいまの局长の答弁では私は簡単に納得するわけにいかぬと思うんですがね、大臣いかがですか。

○政府委員(池田俊也君) ちょっとおことばを返すより恐縮でございますけれども、私どもの考えは必ずしも便宜主義で考えているのではございませんで、むしろ農家の立場からそれが一番いいのではないか、こういう考え方が出発点であったわけでございます。農協の立場と農家の立場というものは、これは離れてあるべきではないんで、やはり農協というものは組合員である農家の利益を中心にして考えていただいていいんではないか。で、農家とすればやはり一番農協で扱っていただぐのが手間がかからないのではないだろうか、こういうふうに実は考えてまいつたわけでございます。資金の運用等につきましては、これは公的年金でござりますから、おのずから運用の方法が範囲があるわけでございますから、農協等に委託するという話も実はありましたけれどもこれはできないわけでございまして、そういう絆でございまして、私どもは必ずしも便宜主義といふことはなしに農家の便利ということを中心にして考えて、そういうことを農協も扱えるような仕組みを実は制度としては考えているわけでございます。

喜んでそういう業務を引き受けられるような農林年金の内容であつてほしいと、農林年金を農協が委託をしよります大きな原因というのは、内容が悪過ぎるということなんですね。

もう一つは経営上の問題で、なるほど農協が掛金を徴収することは、おのずから当座預金から毎月振りかえて払い込むという、そういう点ではたといへん納めるのも便利でありますし、取るほうは簡単である。そのために今度はあまり農氏の喜ばない年金を農協が扱つて、そうして今度は農協は預金がそれだけずつ年金に振りかわっていくのですから、利息その他の信用事業の運用上マイナス面が多い、こういうころにも難色を示しておる理由があるようになります。

したがつて、これを具体的に業務を開始するにあたりましては、まだまだ問題が煮詰つておらないようでありますので、慎重に御検討いただきたい、遺憾のないような方法を最終的には決定をいただきたい、こういうふうに思うわけでありま

最後に、年金の積み立て金の問題について先刻
関連でお尋ねをいたしましたけれども、年金の積
み立て金は相当量に達すると思うんであります
が、その相當量に達する、いわゆるピークに達す
るのは何年ごろというふうに見ておられますか。
そういう設計が立っておると思うんです
が……。

○説明員(渕脇学君) 事業年度が発足いたしまし
てから二十五年後にピークに達します。

○中村波男君 幾らぐらいになりますか。

○説明員(渕脇学君) 六千八十一億でございま
す。

○中村波男君 相当膨大な積み立て金が出るわけ
であります。そこでさらに念を押してお尋ねを
いたしておきたいと思いますのは、その金をいか
に運用するかということです。この点につ
いては私も意見を申し上げましたし、同僚からも
指摘がありましたので、指摘された事項について
は重ねて申し上げませんけれども、運用の面で将

被保険者の負担軽減等のためにこの資金をうまく運用するということを考えなければならぬのではないかというふうに思はんであります。されば、いぜんの御説明では、農地の取得資金に貸すとか、あるいは資金そのものが農地等を取得し、売買するとかそういうことと、それから被保険者の厚生施設等をつくるというような御説明がありますけれども、そのほかに被保険者の負担を軽減するために有効にこの積み立て金を運用するという方法があるのでないかというふうに思うのであります。が、そこらなどの点についてはどうありますか。

○政府委員(廣瀬治郎君) 積み立て金の運用につきましては、これは他の国の場合も同様でござりますが、原則は、安全であつてかつ有利であるといふのが原則であります。したがいまして、安全にしてできるだけ有利で運用すればその利息がすなわち給付の財源になるわけでございまして、それはとりもなおさず給付の財源にも充てられますし、また必要な保険料の軽減にもなるわけでござります。したがいまして、いま被保険者の掛け金ができるだけ少なくするという意味におきましては有利に運用するということになるわけでござります。

○中村波男君 有利に運用する具体的な方法ですね、何か考へられておるのでありますか。これら検討するということですか。

○政府委員(廣瀬治郎君) これはまあ有利と申しましても、安全というもう一つの問題があるわけでござりますし、それからもう一つは、その範囲内におきましてできるだけ農業者の福祉にも還元できるよういろいろの要請がございまして、また一方、農地の売買、融資等にも一部使ぢておりませんで、今後関係省庁と十分相談してきめることになつております。

○中村波男君 最後に尋ねておきたいのは、

監督権ですね。もちろん主務大臣が監督をされるわけであります。この場合は、主務大臣とは厚生大臣と農林大臣になるわけであります。したがって監督権ということだけではわかりますけれども、その具体的には業務内容というのを分けで監督をなさるのか、あらゆる点で合意をした上で監督をされるのか。そうなりますと、一つの機構的な組織が必要になるようにも思うんであります。ですが、その点はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(池田俊也君) これは九十六条に規定がございますけれども、基礎的な考え方といたしましては、年金そのものに関する事業は両省の共管でございます。それから農地の取得等に関する事業は農林省の専管と、こういうことでございました。まことに、いまの二つの事業を除きましたその他のことにつきましては両省が協議をして監督をしていくということでございますが、ただ実際問題といたしましては、それぞれ所管の性格からいいまして、たとえば年金の掛け金率というようなことになりますが、これは厚生省が一番本来の業務としている点でございますので、実際のウエートは厚生省にかかると思いますけれども、いずれにいたしましてもよく相談をしてまいりたい、こういうことでございます。

○委員長(園田清充君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時十分散会

一、造林事業の推進に関する請願(第三三三三三号)	一九四 角田厚外七千四百七十七名	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
一、基準糸価引上げ等に関する請願(第三三三三四号)	紹介議員 園田 清充君	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
一、多目的林道の改良舗装に関する請願(第三三三五号)	農業者年金制度確立に関する請願	米の生産調整対策に関する請願
一、生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願(第三三三六号)	請願者 北海道富良野市字老節布 宮川節	この請願の趣旨は、第二九四八号と同じである。
一、果実類等の輸入抑制に関する請願(第三三三七号)	紹介議員 高橋雄之助君	請願者 長野市大字南長野長野県議会内
第三三七九号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	白田潔
請願者 千葉県成田市野毛平五〇一 沢田 幸子外千三百二十一名	紹介議員 木島 義夫君	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
理由	農業者年金制度確立に関する請願	紹介議員 羽生 三七君
わが国農業は、国民食糧の安定的供給につとめ、農業の近代化を促進するため、農業者の老後の生活保障、經營の若返りの促進および経営移譲の円滑化を目指とする農業年金制度の確立を早急に図られたい。	紹介議員 山崎 五郎君	造林事業の推進に関する請願
農業者の老後を保障するとともに、農業の近代化を促進するため、農業者の老後の生活保障、經營の若返りの促進および経営移譲の円滑化を目指す農業年金制度の確立を早急に図られたい。	請願者 秋田県仙北郡六郷町新町一〇〇九	請願者 長野市大字南長野長野県議会内
第三二八三号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	白田潔
請願者 秋田県仙北郡六郷町新町一〇〇九 耕田卯一郎外千四百十一名	紹介議員 羽生 三七君	この請願の趣旨は、第二九四九号と同じである。
理由	農業者年金制度確立に関する請願	紹介議員 羽生 三七君
わが国農業は、国民食糧の安定的供給につとめ、農業の高度成長に大きく寄与してきたが、そのにない手たる農業者の老後保障は極めて貧弱である。一方、いまやわが国農業は、近代的經營を育成することが不可欠であるにもかかわらずそれを主体的にうけて立つべき資質の高い經營担当者の確保がいよいよ困難になっている。	紹介議員 吉武 恵市君	この請願の趣旨は、第三二九五〇号と同じである。
第三二八〇号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	第三二三四号 昭和四十五年四月二十四日受理
請願者 岡山市国府市場四五〇 岡田雄太 郎外二千四百三十七名	紹介議員 山下 春江君	基準糸価引上げ等に関する請願
農業者年金制度確立に関する請願	請願者 福島県伊達郡保原町桂田字平五七 渡辺節男外二千八十四名	請願者 長野市大字南長野長野県議会内
この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。	紹介議員 羽生 三七君	白田潔
第三二八一号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。
請願者 熊本県鹿本郡鹿央町大字千田二一	紹介議員 木村 隆男君	紹介議員 羽生 三七君
農業者年金制度確立に関する請願	請願者 熊本県鹿本郡鹿央町大字千田二一	この請願の趣旨は、第二九五二号と同じである。
請願者 紹介議員 郡 勉一君	第三二三一八号 昭和四十五年四月二十四日受理	第三二三三六号 昭和四十五年四月二十四日受理
この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。	農業者年金制度確立に関する請願	生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願
第三二三一八号 昭和四十五年四月二十四日受理	紹介議員 山下 春江君	請願者 長野市大字南長野長野県議会内
請願者 岡山市国府市場四五〇 岡田雄太 郎外二千四百三十七名	請願者 福島県伊達郡保原町桂田字平五七 渡辺節男外二千八十四名	白田潔
農業者年金制度確立に関する請願	第三二三二八号 昭和四十五年四月二十四日受理	この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。
この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。	紹介議員 羽生 三七君	紹介議員 羽生 三七君
第三二三一八号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
請願者 岡山市国府市場四五〇 岡田雄太 郎外二千四百三十七名	紹介議員 山下 春江君	白田潔
農業者年金制度確立に関する請願	第三二三二八号 昭和四十五年四月二十四日受理	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。	紹介議員 羽生 三七君	紹介議員 羽生 三七君
第三二三一八号 昭和四十五年四月二十四日受理	農業者年金制度確立に関する請願	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。
請願者 紹介議員 木村 隆男君	第三二三三六号 昭和四十五年四月二十四日受理	第三二三三六号 昭和四十五年四月二十四日受理
この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。	請願者 熊本県鹿本郡鹿央町大字千田二一	生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願
第三二三一八号 昭和四十五年四月二十四日受理	請願者 熊本県鹿本郡鹿央町大字千田二一	白田潔
請願者 紹介議員 郡 勉一君	第三二三三六号 昭和四十五年四月二十四日受理	この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。